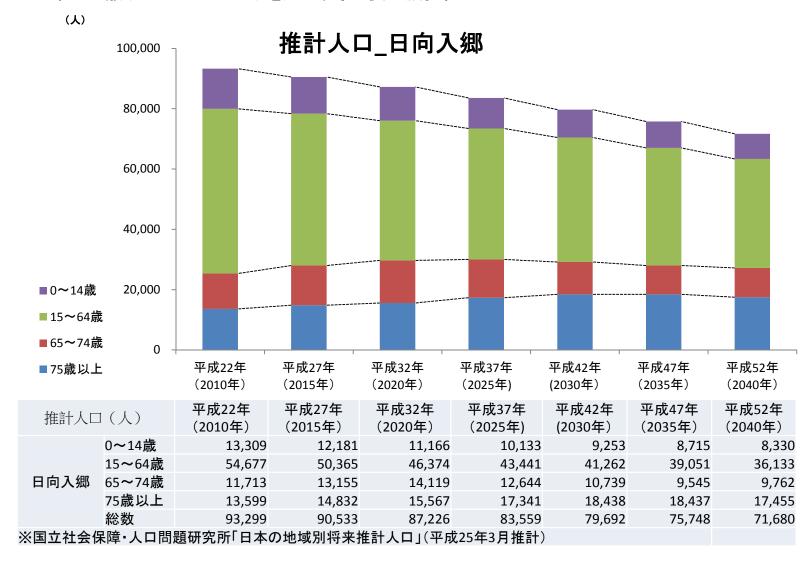
平成29年3月22日(水) 日向入郷地域医療構想調整会議

# 宮崎県地域医療構想の概要について

宮崎県福祉保健部医療薬務課

# 将来予測(推計人口)\_日向入郷

2025年に65歳以上人口はピークを迎え、その後は減少。

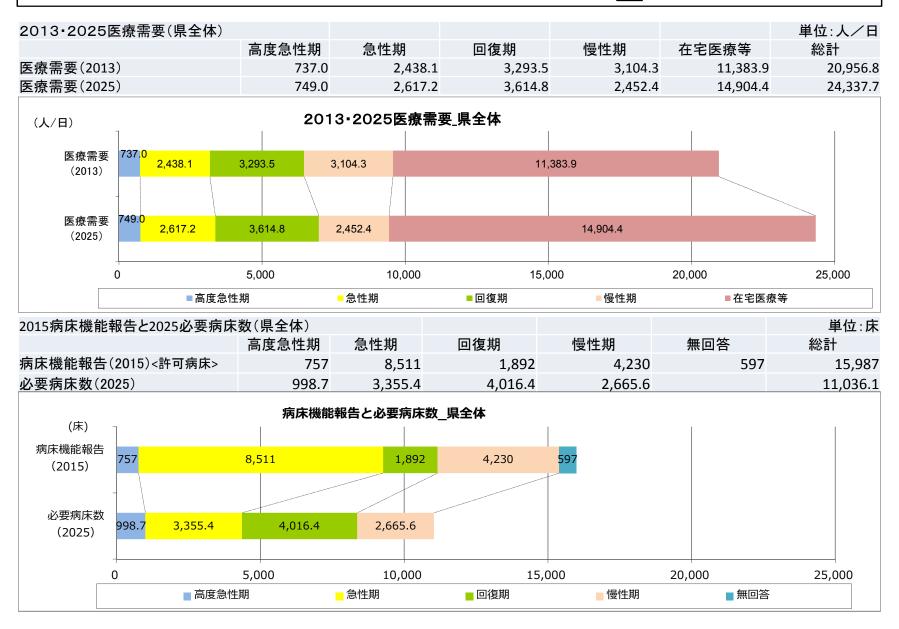


# 将来予測(推計入院患者数)\_日向入郷

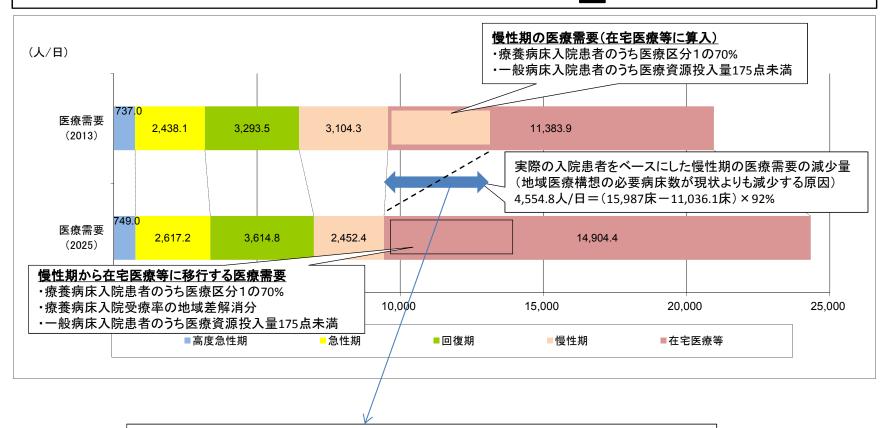
65歳以上入院患者数、総数ともに2030年にピークを迎える。

(人/日) 推計入院患者数\_日向入郷 1,400 1,200 1,000 800 600 400 ■0~14歳 200 ■15~64歳 ■ 65~74歳 平成22年 平成27年 平成32年 平成37年 平成42年 平成47年 平成52年 ■75歳以上 (2025年) (2030年) (2010年) (2015年) (2020年) (2035年) (2040年) 平成27年 平成37年 推計入院患者数 平成22年 平成32年 平成42年 平成47年 平成52年 (2015年) (人/日) (2010年) (2020年) (2025年) (2030年) (2035年) (2040年) 0~14歳 24 22 20 18 17 16 15 15~64歳 289 263 235 217 209 202 184 日向入郷 65~74歳 200 221 243 219 187 164 166 75歳以上 621 677 710 791 841 842 797 総数 1,134 1,182 1,208 1,245 1,253 1,223 1,162 ※推計人口に平成23年患者調査の受療率(全国値)を乗じたもの

# 医療需要と必要病床数\_県全体

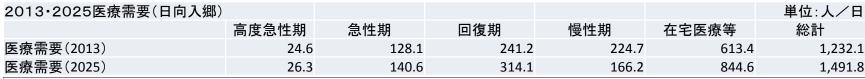


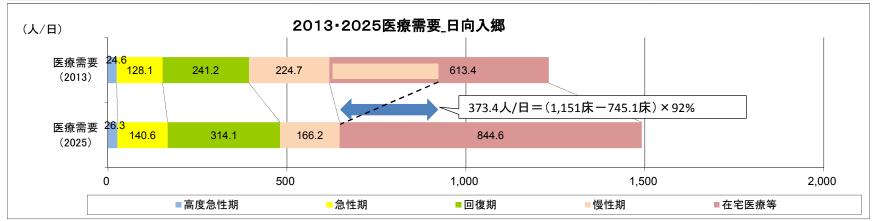
# 2013-2025医療需要\_県全体



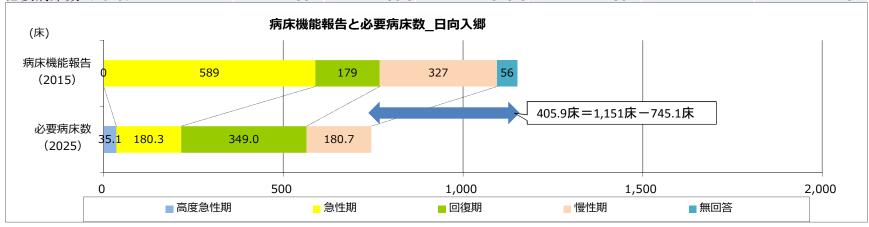
- く実際的な見直し内容>
- ○療養病床の見直し ←療養病床入院患者のうち医療区分1の70%
- •医療療養病床(療養病棟入院基本料2)
- •介護療養病床
- 〇一般病床入院患者のうち医療資源投入量175点未満の在宅医療等への移行
- ○その他 ←療養病床入院受療率地域差解消分

# 医療需要と必要病床数\_日向入郷





2015病床機能報告と2025必要病床	数(日向入郷)					単位:床
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答	総計
病床機能報告(2015)	0	589	179	327	56	1,151
必要病床数(2025)	35.1	180.3	349.0	180.7		745.1



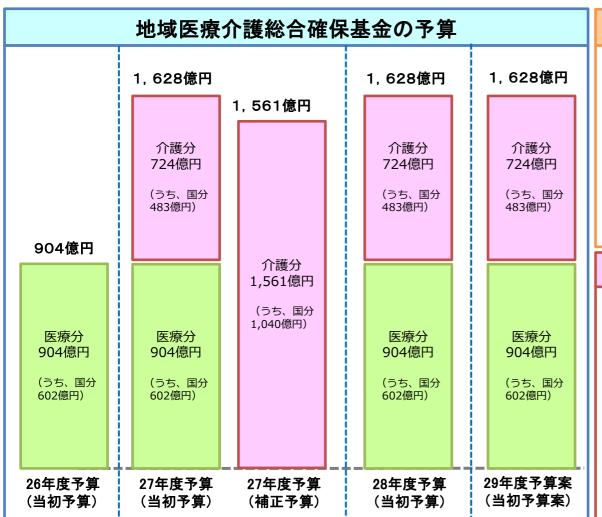
# 今後の議論のポイント

- ① 病床機能報告における急性期機能から回復期機能への転換について
- ② 病床機能報告制度上における「地域包括ケア病棟」の病床機能の取り扱いについて
- ③ 慢性期機能に関する医療提供体制の構築について

④ 在宅医療等の需要の増大に伴う医療と介護の連携について

### 地域医療介護総合確保基金の平成29年度予算案について

- 〇 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 〇 地域医療介護総合確保基金の平成29年度予算案は、公費ベースで1,628億円(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))



### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備 の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業
  - ※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4 を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

### 今後のスケジュール(案)

【平成29年度当初予算案(医療分及び介護分)】

29年1月~ (※都道府県による関係者からのヒアリング等

の実施)

3月~ 国による都道府県ヒアリング等の実施

予算成立後 基金の交付要綱等の発出

4月以降 都道府県へ内示

(注)このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更があり得る。

## 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業について

### 【事業概要】

病床機能の転換等を図る医療機関の施設・設備整備費用の一部を補助し、地域における医療機能の分化・連携等を促進する。

(1) 施設整備費の補助

病床機能や地域における医療機能の分化・連携等に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費の一部を補助する。(補助基準額の2分の1以内)

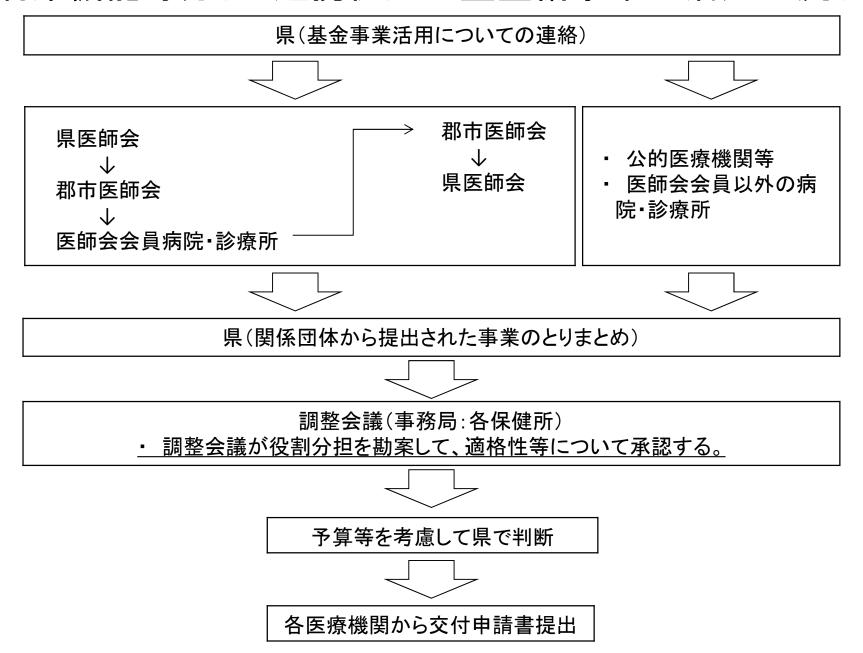
(2) 設備整備費の補助

病床機能や地域における医療機能の分化・連携等に必要な医療機器等の購入費の一部を補助する。(補助基準額の2分の1以内)

### 【補助対象となる事業例】

- ・ 将来過剰になると見込まれる急性期から不足すると見込まれる回復期へ病床機能を転換するため、病棟の改修を実施する。
- ・ 調整会議で合意に至った役割分担(急性期●●床、回復期■■床)により必要となる施設の増改築を実施する。
- ※ 全ての事業例において、調整会議の決定事項や、各医療機関の行う病床機能報告との整合性が重要となる。

## 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業の活用の流れ



# 宮崎県地域医療構想

平成28年10月

宮崎県

## 目 次

第	1	総論	1
	1	地域医療構想の策定の趣旨	1
	2	地域医療構想の位置付け	1
第	2	将来予測	4
	1	人口	4
	2	入院患者数 ·······	9
第	3	病床機能の現状等	
	1	病床機能報告制度1	
	2	病床機能報告に係る情報提供	5
	3	病床機能報告の活用 $\cdots \cdots 1$	5
	4	病床機能報告結果 $\cdots \cdots 1$	5
第	4	<b>将来の医療提供体制</b> 3	2
	1	構想区域の設定3	2
	2	将来の病床数の必要量	4
		1) 医療需要の推計方法	4
		2) 都道府県間の調整3	7
		3) 各構想区域における医療需要の推計値3	9
		4) 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量4	C
		5) 慢性期特例を適用する場合の平成42年(2030年)における	
		病床数の必要量4	С
	3	将来の居宅等における医療の必要量(在宅医療等の医療需要)4	1
第	5	地域医療構想に係る病床の機能の分化及び連携の推進4	
	1	推進体制4	3
	2	推進施策4	4
	3	推進施策の成果の把握4	8
笙	6		3

#### 第1 総論

#### 1 地域医療構想の策定の趣旨

人口減少や高齢化が進む中、いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年(2025年)を見据え、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)が制定され、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保や地域包括ケアシステムの構築等により地域における医療及び介護の総合的な確保の推進が図られることとなりました。この法律の施行により医療法(昭和23年法律第205号)が改正され、将来の医療提供体制に関する事項を「地域医療構想」として現行の宮崎県医療計画(平成25年3月)に追加で定めることとなりました。

地域医療構想は、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制の構築を目的として地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化及び連携を推進するものであり、主に次の事項を定めます。

- ・ 構想区域(一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域)における病床の機能区分ごとの将来(平成37年(2025年))の病床数の必要量
- ・ 構想区域における将来(平成37年(2025年))の居宅等における医療の必要量
- ・ 地域医療構想における医療提供体制の構築に向けた病床の機能の分化及び連携 の推進のための施策

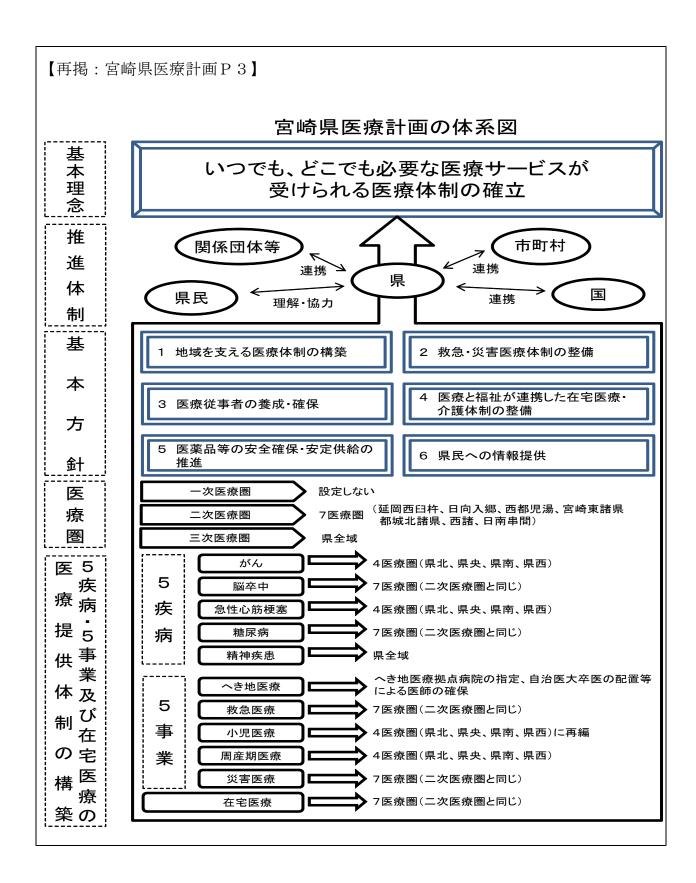
この地域医療構想を策定することで、宮崎県医療計画の基本理念である「いつでも、どこでも必要な医療サービスが受けられる医療体制の確立」をさらに推進していきます。

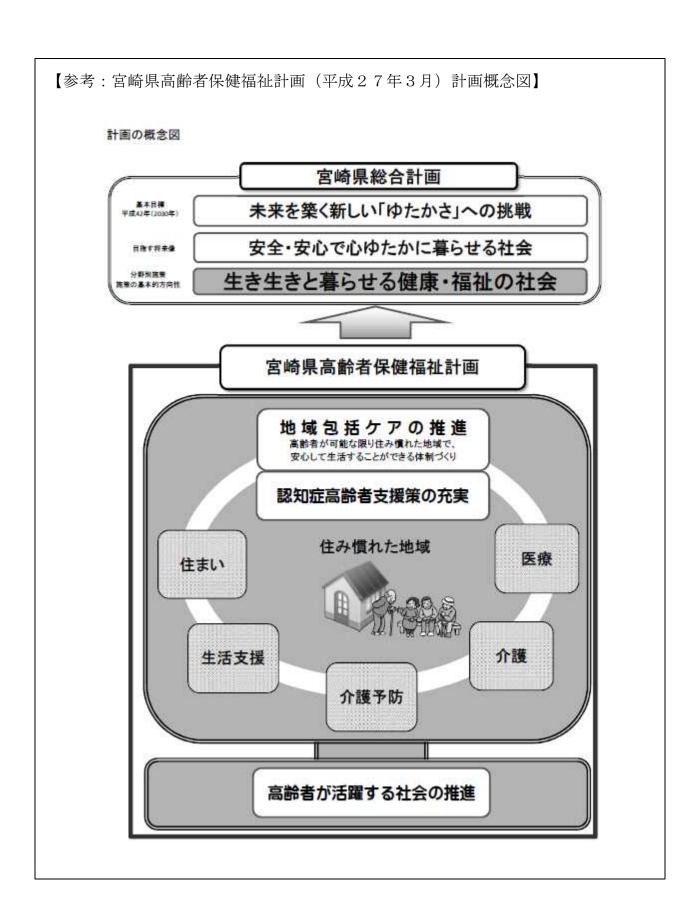
#### 2 地域医療構想の位置付け

地域医療構想は、医療計画(医療法第30条の4に規定する医療提供体制の確保を図るための計画)の一部として同条第2項第7号及び第8号に規定されていますので、今後、宮崎県医療計画として一体的に取り扱われることとなります。このことは、現宮崎県医療計画に将来の医療提供体制に係る構想等を追加するという性質のものであり、現宮崎県医療計画の基本理念や施策の方向性が変更されるものではありません。

例えば、現宮崎県医療計画において、二次医療圏ごとの病床数の整備目標であるとともに、それを超えて病床数が増加することを抑制するための基準となっている「基準病床数」については、従来どおり運用され許可病床数に影響を与えることになりますが、今回追加される病床機能ごとの病床数の必要量は、機能に着目したものであり、許可病床数自体に直接影響を与えるものではありません。つまり、基準病床数と地域医療構想の必要病床数は、その趣旨・目的や算定の時点が異なることから、病床の整備は、基準病床数の範囲内で行うこととなります。

なお、冊子としては、現宮崎県医療計画はそのままに、別冊として宮崎県地域医療構想をまとめることとします。



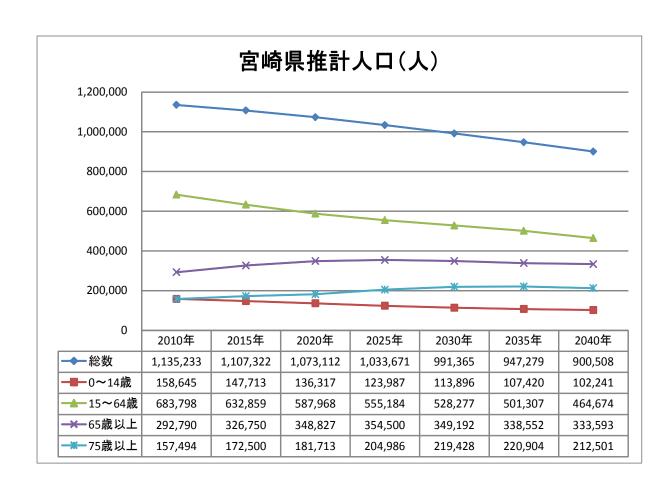


#### 第2 将来予測

#### 1 人口

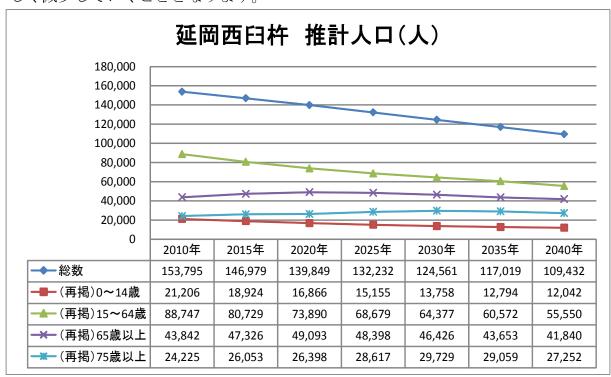
今後の人口推移については、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)』のデータを使用しています。このデータによると、宮崎県の人口は、平成37年(2025年)には約103万人となり、そのうち65歳以上は約35万人、約34.3%でピークを迎え、その後減少してくこととなります。

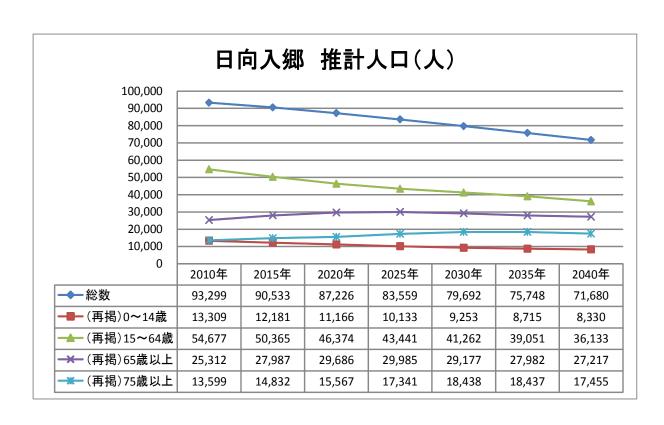
この傾向は、15歳から64歳人口が大きく減少していく中で、65歳以上人口がゆるやかに減少することで進行し、2040年においては約37%が65歳以上となることが推計されています。



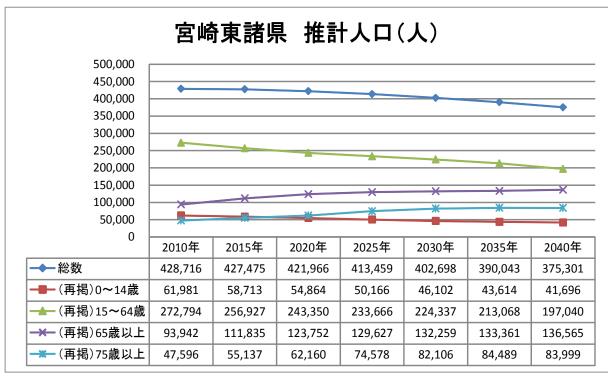
次に、各二次医療圏ごとの状況です。

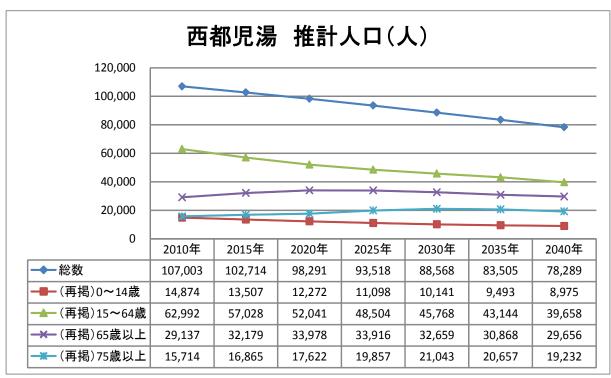
県北地域の延岡西臼杵については2020年に、日向入郷については2025年に、65歳以上人口がピークを迎え、その後は、0歳から64歳までの年齢層と同じく減少していくこととなります。



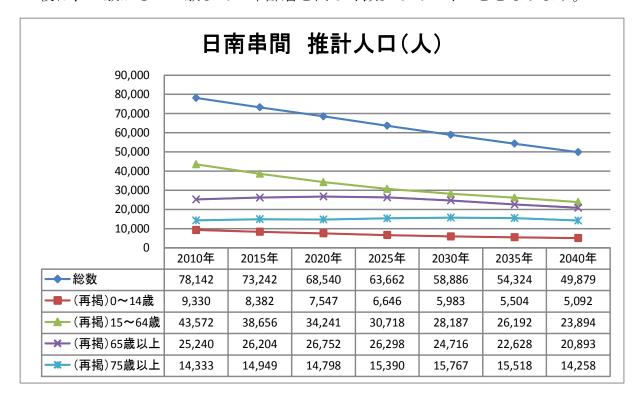


次に、県央地域の宮崎東諸県と西都児湯についてですが、宮崎東諸県は、0歳から64歳までの年齢層が減少していく中で、65歳以上人口は2025年以降も増加していく推計となっています。西都児湯は、2020年に65歳以上人口がピークを迎え、その後は、0歳から64歳の年齢層と同じく減少していくこととなります。

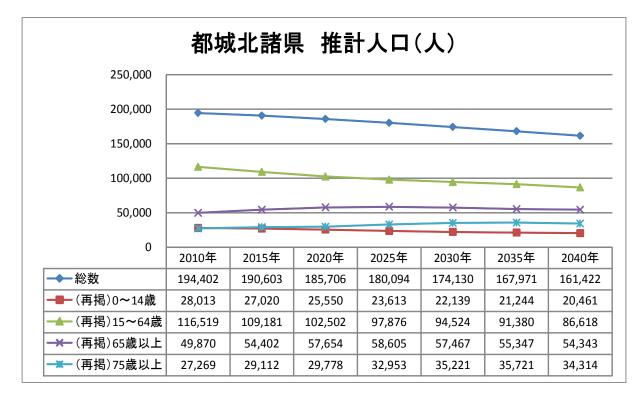


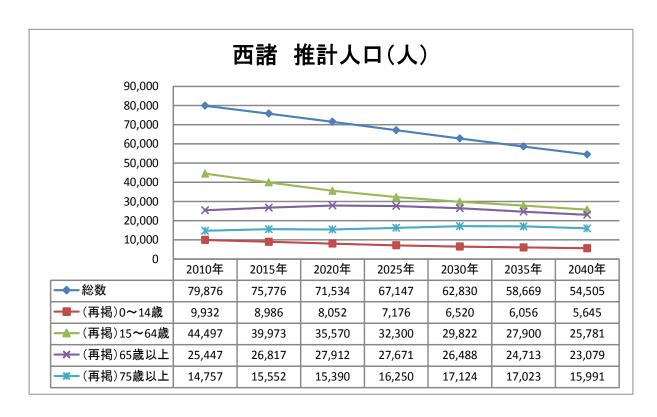


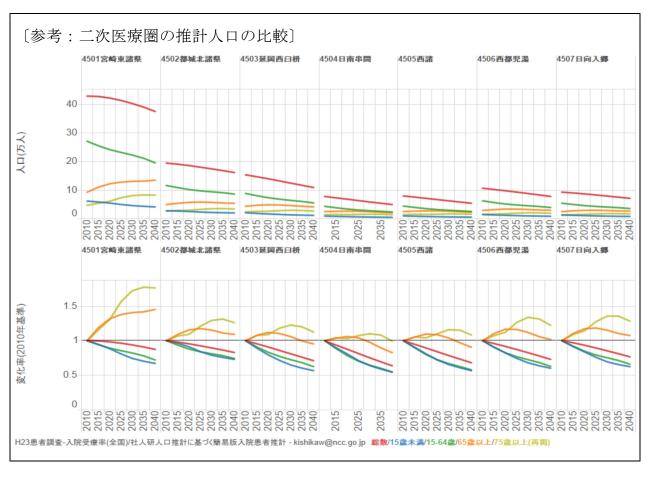
次に、県南地域の日南串間は、2020年に65歳以上人口がピークを迎え、その後は、0歳から64歳までの年齢層と同じく減少していくこととなります。



最後に、県西地域の都城北諸県と西諸についてですが、都城北諸県については2025年に、西諸については2020年に65歳以上人口がピークを迎え、その後は、0歳から64歳の年齢層と同じく減少していくこととなります。





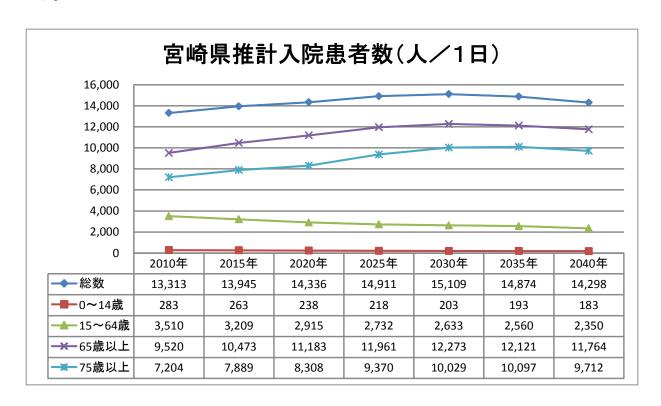


#### 2 入院患者数

入院患者の将来推計は、次のとおりになります。

この推計は、推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)に平成23年患者調査の受療率(全国値)を乗じたものです(Koichi B. Ishikawa「地域別人口・入院患者数推計/簡易版」)。

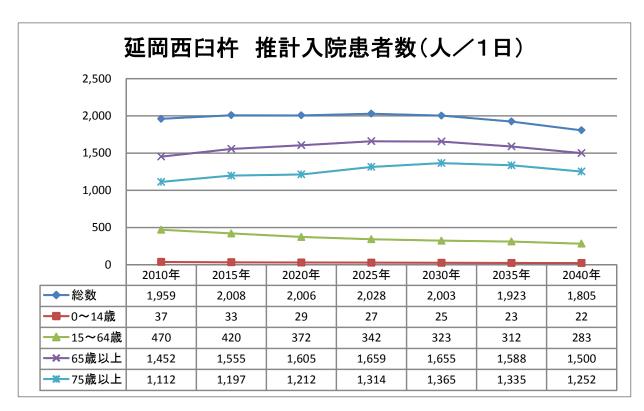
県全体の入院患者数の将来推計は、高齢者の人口が増加することに伴い一旦増加し、その後、減少に転じる見込みとなっており、2030年に65歳以上入院患者数がピークを迎えることで、総数としても2030年まで増加しますが、その後減少していくことになります。0歳から64歳までの年齢層は既に減少傾向にあります。

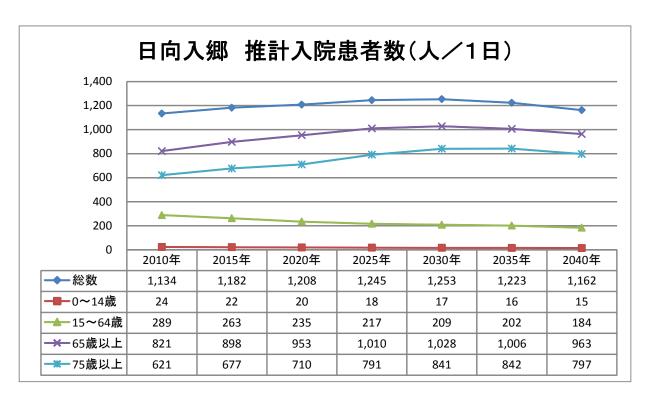


(再掲:推計人口 国立社会保障・人口問題研究所)

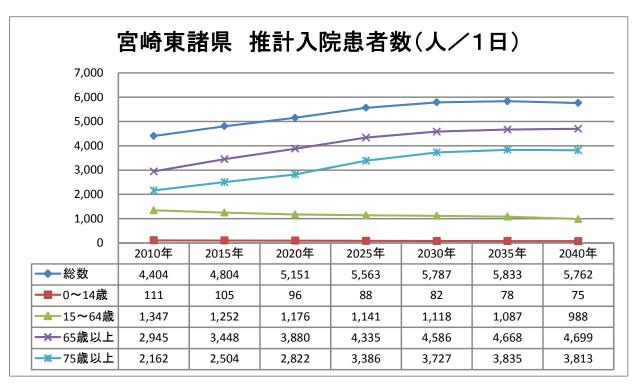
宮崎県推計人口	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
総数	1,135,233	1,107,322	1,073,112	1,033,671	991,365	947,279	900,508
0~14歳	158,645	147,713	136,317	123,987	113,896	107,420	102,241
15~64歳	683,798	632,859	587,968	555,184	528,277	501,307	464,674
65歳以上	292,790	326,750	348,827	354,500	349,192	338,552	333,593
75歳以上	157,494	172,500	181,713	204,986	219,428	220,904	212,501

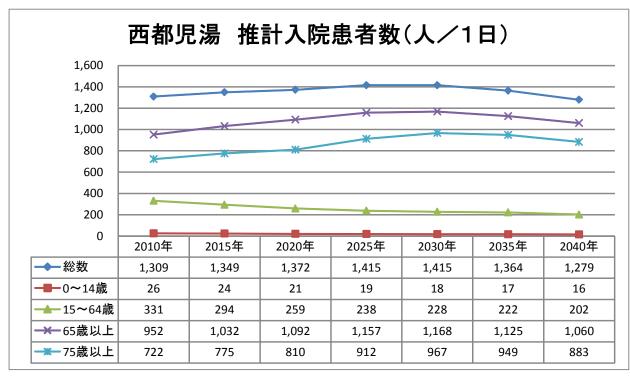
次に、県北地域の延岡西臼杵と日向入郷についてですが、65歳以上入院患者数及び総数は、延岡西臼杵が2025年に、日向入郷が2030年にピークを迎えます。 0歳から64歳までは、両地域とも既に減少傾向にあります。



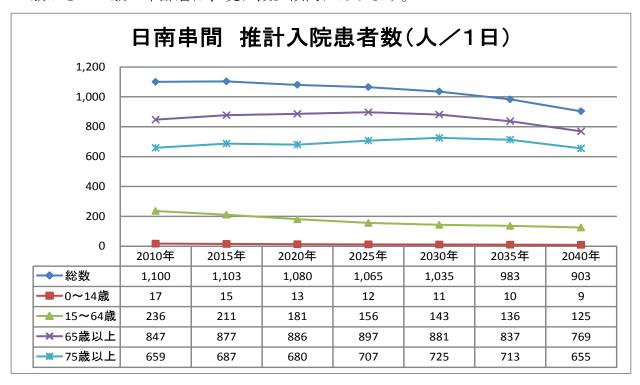


次に、県央地域の宮崎東諸県と西都児湯についてですが、65歳以上入院患者数は、宮崎東諸県が2040年まで増加し、西都児湯が2030年にピークを迎えます。総数については、宮崎東諸県が2035年にピークを迎え、西都児湯が2025年から2030年にかけてピークを迎えます。0歳から64歳の年齢層については、既に減少傾向にあります。

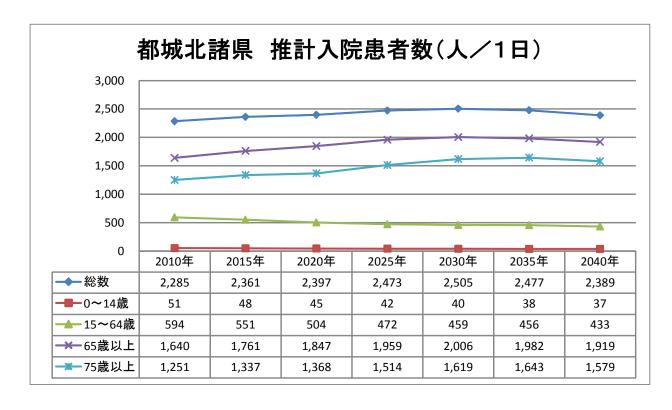


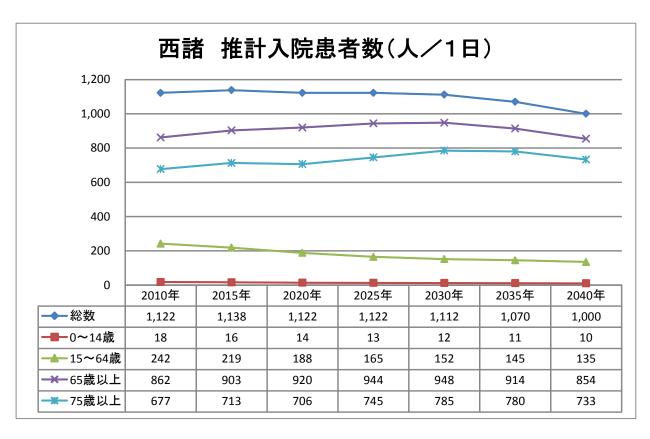


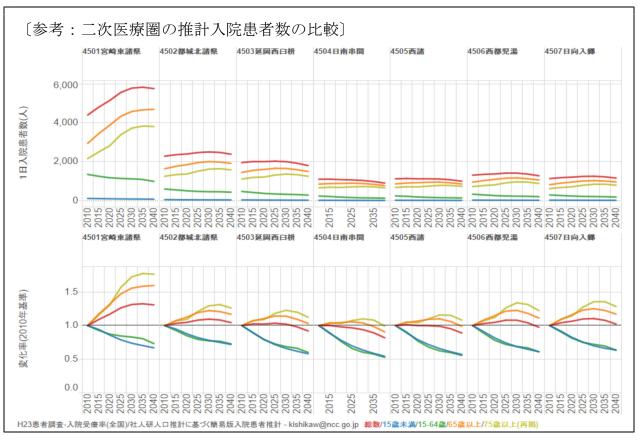
次に、県南地域の日南串間についてですが、65歳以上入院患者数は、2025年にピークを迎え、総数については、2015年がピークと推計されています。0歳から64歳の年齢層は、既に減少傾向にあります。



最後に、県西地域の都城北諸県と西諸ですが、65歳以上入院患者数は、都城北諸県、西諸とも2030年にピークを迎えます。総数については、都城北諸県が2030年に、西諸が2020年から2025年にかけてピークを迎えます。0歳から64歳の年齢層については、既に減少傾向にあります。







#### 第3 病床機能の現状等

#### 1 病床機能報告制度

平成26年の改正医療法により病床機能報告制度が設けられました。この制度は、 医療機関がその有する病床(一般病床及び療養病床のみ)において、担っている病 床機能を医療機関が自ら選択し、病棟単位(看護体制の1単位)を基本として都道 府県に報告する仕組みになります。

また、病床機能の報告に加えて、その病棟にどのような設備があるのか、どのような医療スタッフが配置されているのか、どのような医療行為が行われているのか、等についても報告することとされています。

#### 【4つの病床機能】

※ 医療法施行規則第30条の33の2に規定

高度急性期機能	急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、診療密度の 特に高い医療を提供するもの
急性期機能	急性期の患者に対し、当該患者の状態の早期安定化に向けて、医療を提供するもの(高度急性期機能に該当するものを除く。)
回復期機能	急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの(急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頚部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL(日常生活における基本的動作を行う能力をいう。)の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。)
慢性期機能	長期にわたり療養が必要な患者(長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む。)、筋ジストロフィー患者、難病患者その他の疾患の患者を含む。)を入院させるもの

#### (参考:医療機能情報提供制度)

この病床機能報告制度以外に各医療機関の医療機能に関するものとして、医療機能情報提供制度があります。これは、病院等に対して、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報(医療機能情報)について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度で、平成19年より始まりました。

本県では、「みやざき医療ナビ」(http://www.e-navi.pref.miyazaki.lg.jp/) により、報告された医療機能を医療を受ける者に情報提供しています。

#### 2 病床機能報告に係る情報提供

病床機能報告制度により報告された各種情報は、各構想区域の協議の場である地域医療構想調整会議において、関係者に提供されることとなります。また、宮崎県庁ホームページ等に掲載し、公表することで、医療を受ける当事者である患者・住民も含め、広く情報を提供していくこととなります。

#### 3 病床機能報告の活用

この報告内容により、各医療機関の今後の病床機能の予定や医療行為の実績が分かりますので、不足する病床機能への転換状況の把握や構想区域内での関係者の連携推進に係る話し合い等に活用することとなります。

また、この報告結果と地域医療構想で記載した内容を比較することで、様々な施 策等の成果に係る指標とすることができます。

さらに、広く共有されることで、地域の医療提供体制に関する共通認識が形成され、患者や住民が自身に合った適切な医療機関を選択し、地域の医師が患者を適切な医療機関へ紹介できる環境の整備が進むことになります。

#### 4 病床機能報告結果

本県の病床機能の現状について、病床機能報告制度により平成26年度に報告された結果は、次のとおりです。

- ※ なお、P18~P31に地図を使って各構想区域ごと、病院、有床診療所ごとの病床機能報告結果を 表示しています。
  - ・ 各構想区域における人口10万人当たりの病床数によって、区域を示す地図の色を「多い」、「中程度」、「少ない」の3種類に区分して表示しています。
  - ・ 各医療機関から報告された病床数を「高度急性期」、「急性期」、「回復期」、「慢性期」、「無回答」ごとに色分けして棒グラフで表示しています。地図や医療機関の配置の見やすさを考慮している関係で、 棒グラフ長さは、病院と有床診療所で縮尺が異なりますので御注意ください。
  - ・ 病床機能報告制度においては、一般病床と療養病床のある医療機関のみが報告対象医療機関となりますので、県内全ての医療機関が表示されているわけではありません。

### 【病床機能報告結果】

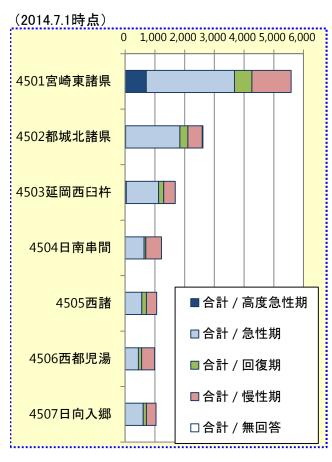
### 〔稼働病床数〕

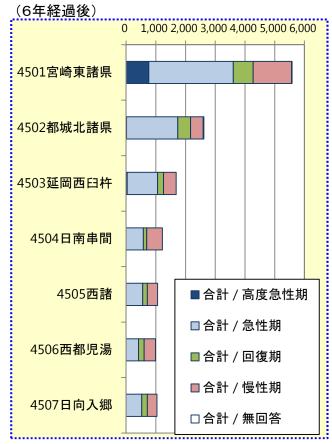
2014.7.1時点

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答	総計
宮崎東諸県	710	2,968	585	1,319	0	5,582
都城北諸県	12	1,826	274	484	19	2,615
延岡西臼杵	38	1,086	170	389	0	1,683
日南串間	0	634	60	528	0	1,222
西諸	0	556	156	345	0	1,057
西都児湯	0	447	107	433	0	987
日向入郷	0	606	108	326	0	1,040
総計	760	8,123	1,460	3,824	19	14,186

#### 6年経過後

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答	総計
宮崎東諸県	762	2,844	670	1,292	14	5,582
都城北諸県	12	1,725	434	425	19	2,615
延岡西臼杵	38	1,021	198	426	0	1,683
日南串間	0	582	112	528	0	1,222
西諸	0	556	156	345	0	1,057
西都児湯	0	420	187	380	0	987
日向入郷	0	524	190	326	0	1,040
総計	812	7,672	1,947	3,722	33	14,186





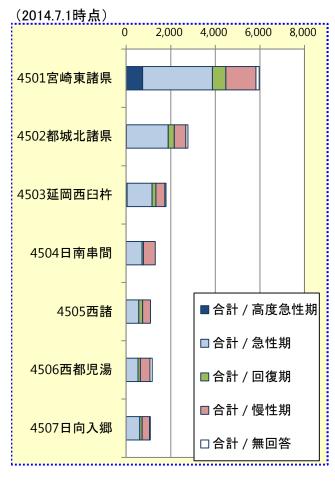
### 〔許可病床数〕

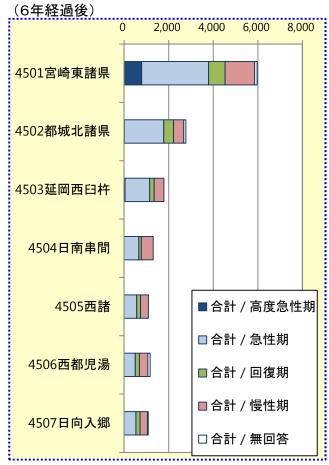
2014.7.1時点

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答	総計
宮崎東諸県	734	3,131	604	1,355	142	5,966
都城北諸県	12	1,871	276	516	92	2,767
延岡西臼杵	42	1,120	170	403	50	1,785
日南串間	0	707	68	528	0	1,303
西諸	0	566	171	350	0	1,087
西都児湯	0	530	107	433	100	1,170
日向入郷	0	609	108	326	42	1,085
総計	788	8,534	1,504	3,911	426	15,163

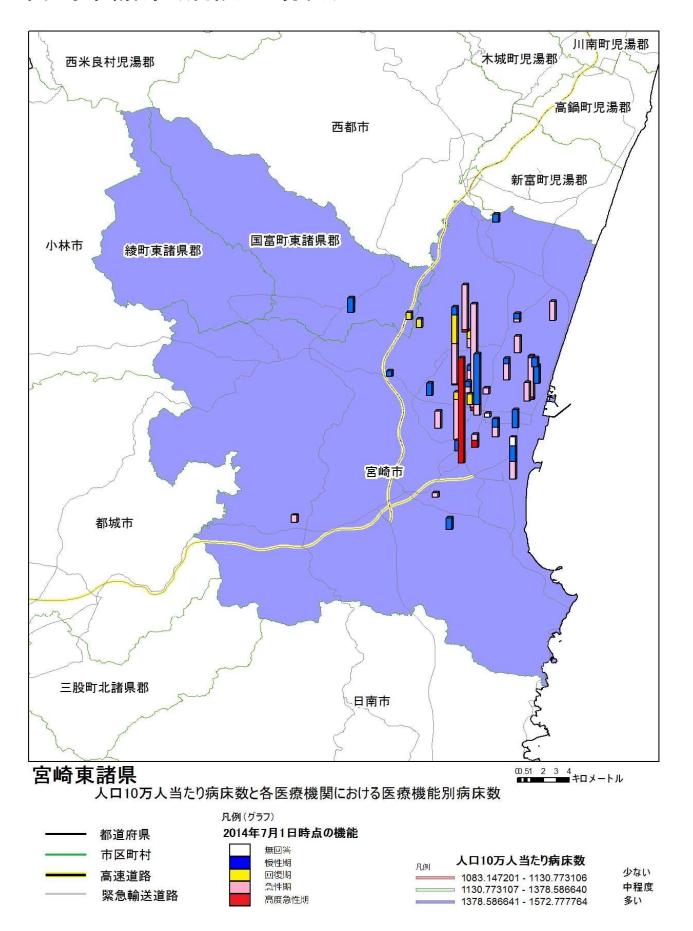
#### 6年経過後

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答	総計
宮崎東諸県	786	3,001	744	1,328	107	5,966
都城北諸県	12	1,770	436	457	92	2,767
延岡西臼杵	42	1,105	198	440	0	1,785
日南串間	0	655	120	528	0	1,303
西諸	0	566	171	350	0	1,087
西都児湯	0	503	187	380	100	1,170
日向入郷	0	527	190	326	42	1,085
総計	840	8,127	2,046	3,809	341	15,163

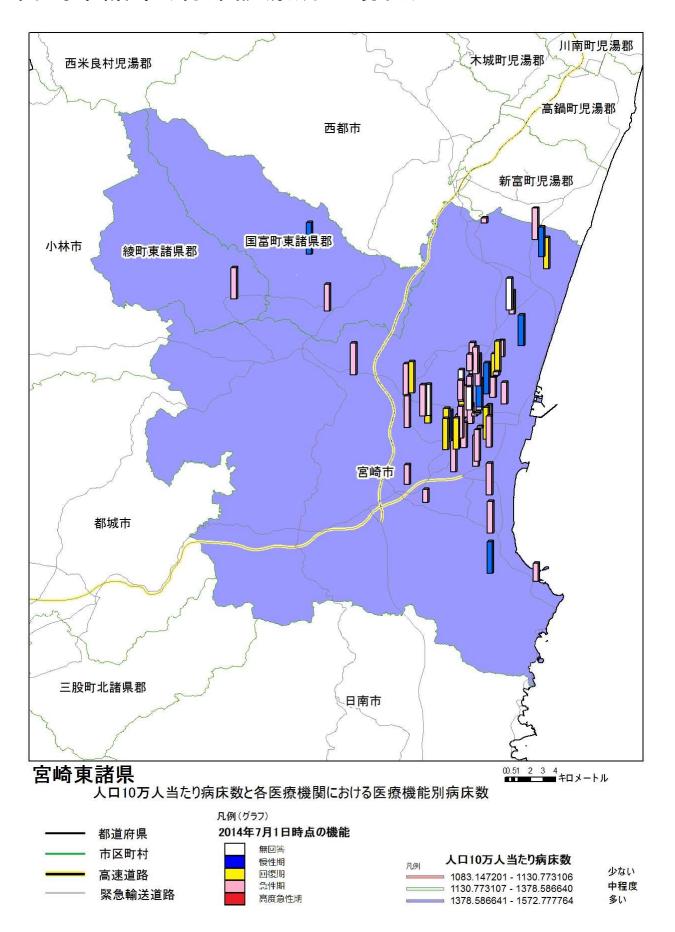




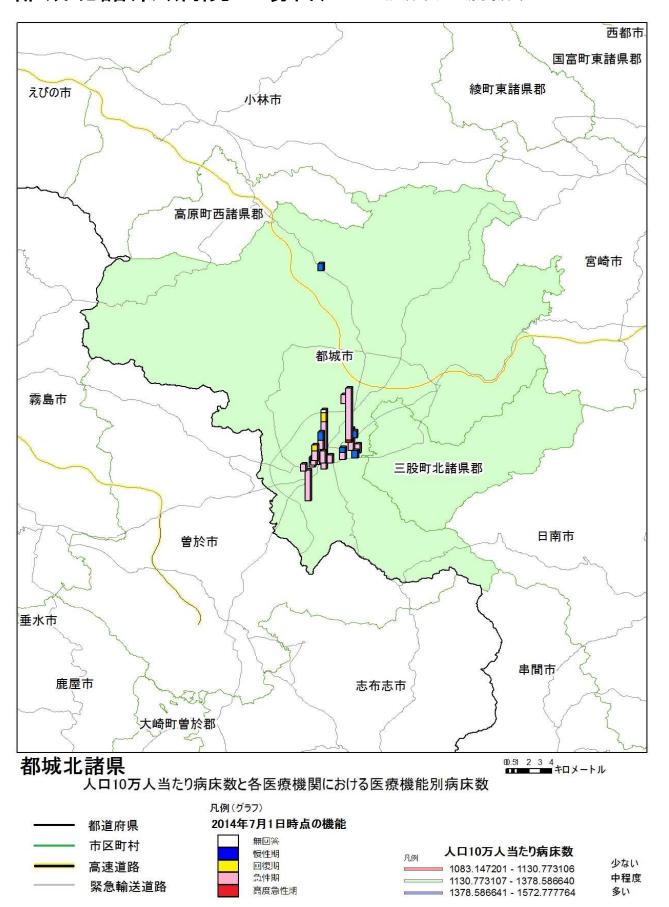
## 宮崎東諸県(病院の場合) ※一般病床及び療養病床のみ



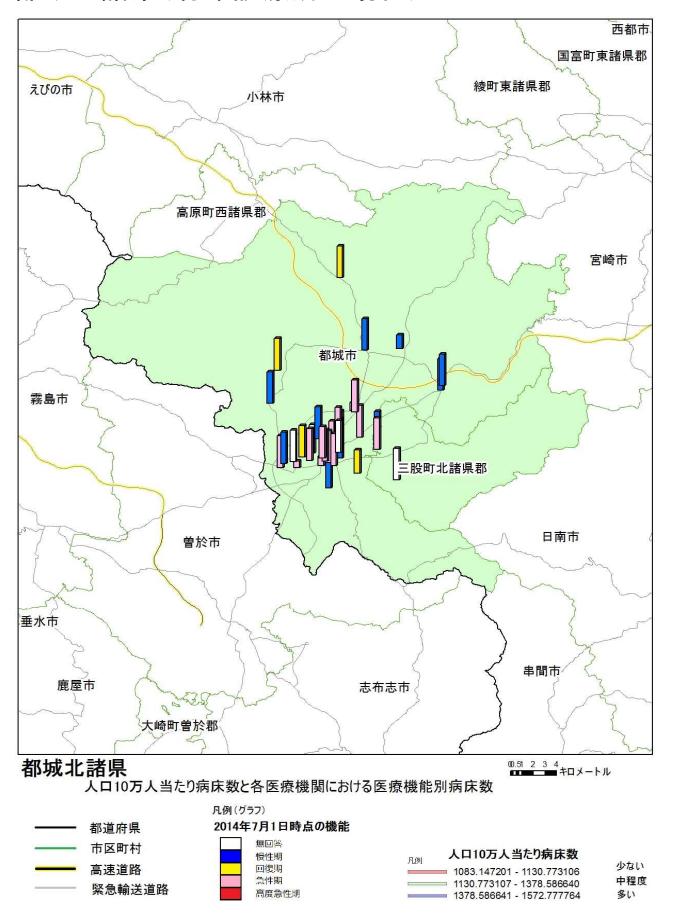
## 宮崎東諸県(有床診療所の場合)※-般病床及び療養病床のみ



## 都城北諸県(病院の場合) ※一般病床及び療養病床のみ

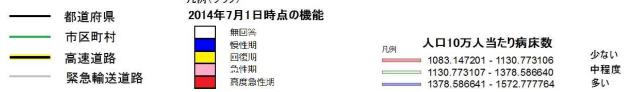


## 都城北諸県(有床診療所の場合)※一般病床及び療養病床のみ



## 延岡西臼杵(病院の場合) ※一般病床及び療養病床のみ





## 延岡西臼杵(有床診療所の場合)※-般病床及び療養病床のみ



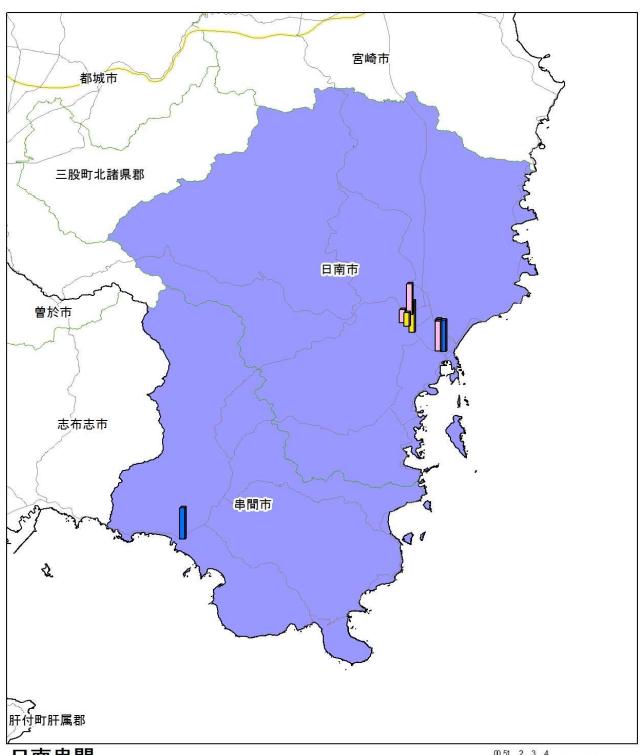
## 日南串間(病院の場合) ※一般病床及び療養病床のみ



日南串間 0.51 2 3 4 キロメートル 人口10万人当たり病床数と各医療機関における医療機能別病床数

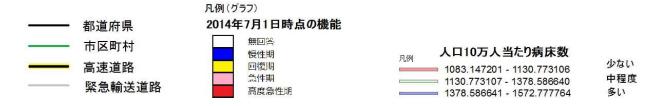
凡例(グラフ) 2014年7月1日時点の機能 都道府県 無回答 市区町村 人口10万人当たり病床数 慢性期 凡例 少ない 回復期 高速道路 1083.147201 - 1130.773106 = 1130.773107 - 1378.586640 = 1378.586641 - 1572.777764 中程度 急性期 緊急輸送道路 高度急性期 多い

# 日南串間(有床診療所の場合)※一般病床及び療養病床のみ



日南串間 0.51 2 3 4 キロメートル

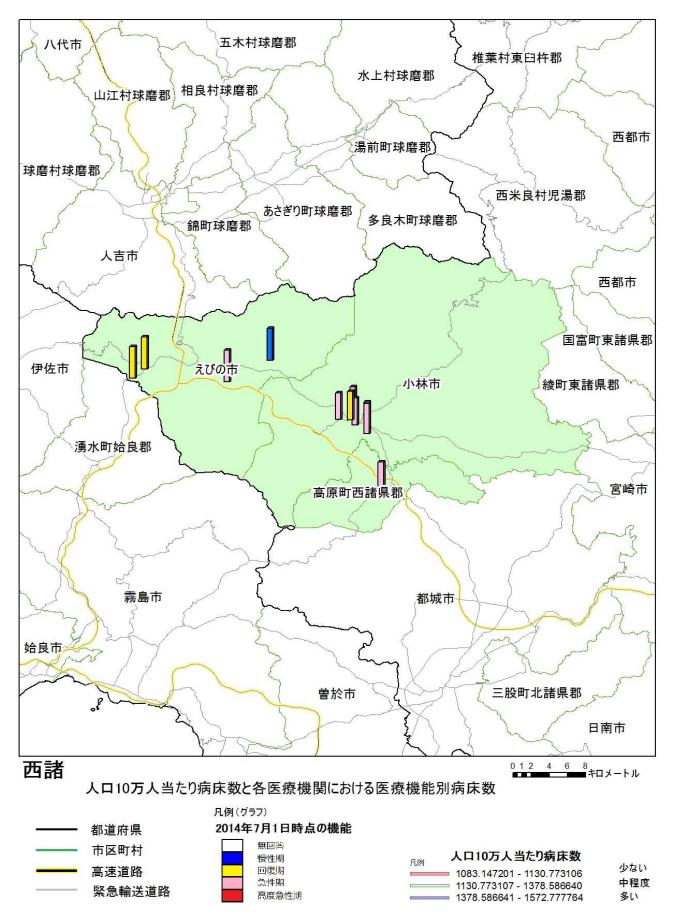
人口10万人当たり病床数と各医療機関における医療機能別病床数



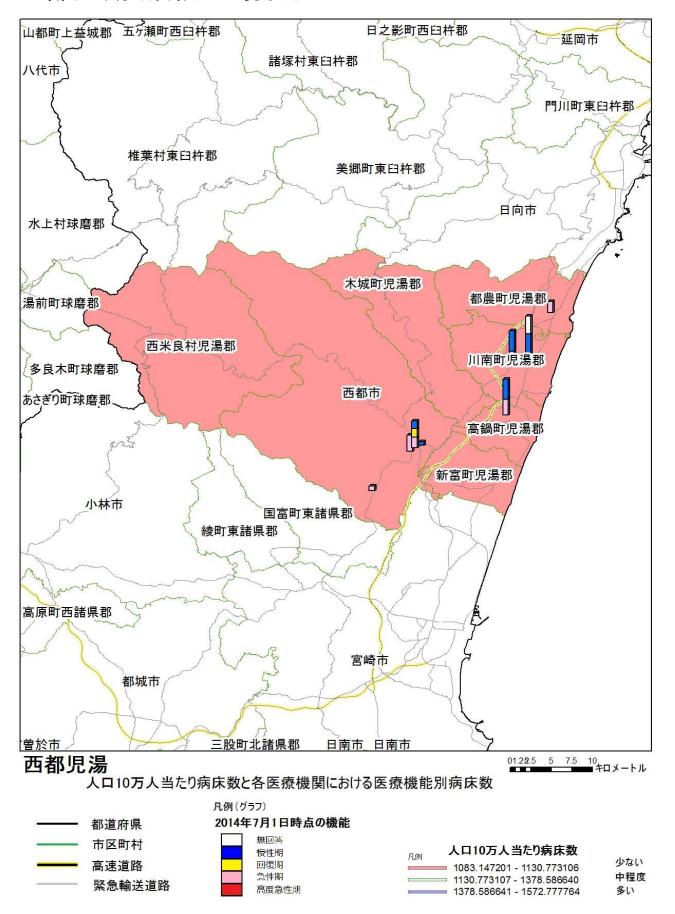
# 西諸(病院の場合) ※一般病床及び療養病床のみ



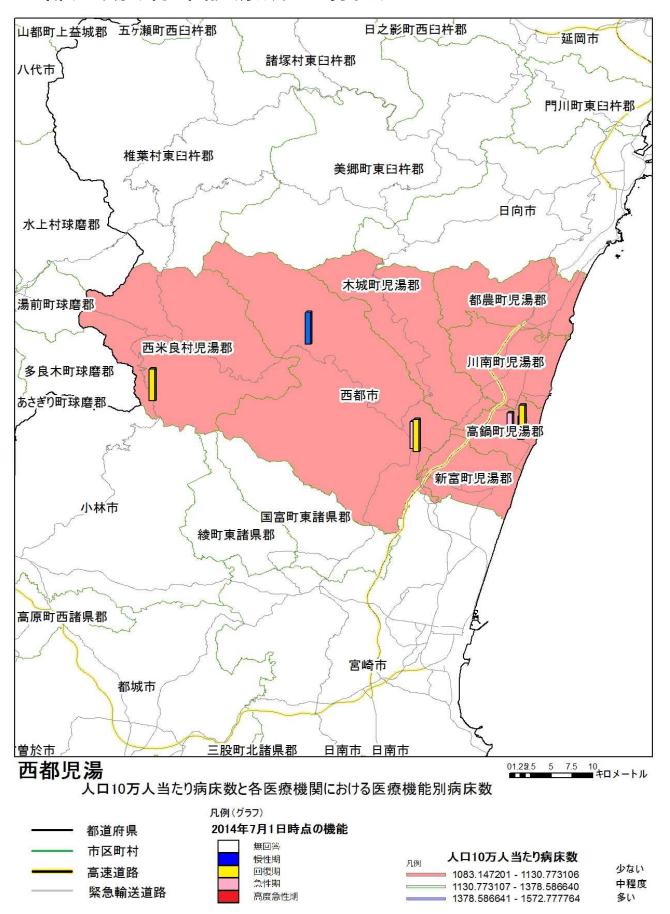
# 西諸(有床診療所の場合)※一般病床及び療養病床のみ



# 西都児湯(病院の場合) ※一般病床及び療養病床のみ



# 西都児湯(有床診療所の場合)※-般病床及び療養病床のみ



# 日向入郷(病院の場合) ※一般病床及び療養病床のみ



# 日向入郷(有床診療所の場合)※一般病床及び療養病床のみ



#### 第4 将来の医療提供体制

#### 1 構想区域の設定

地域医療構想においては、一体の区域として地域における病床の機能分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を「構想区域」として設定することとされています。

構想区域は、二次医療圏を基本とした上で、今後の人口構造の変化の見通し等を 考慮して設定するものであり、本県においては、現宮崎県医療計画の二次医療圏と 同じ区域を構想区域として設定します。

#### 【7つの構想区域】

※ 宮崎県医療計画(平成25年3月)の二次医療圏と同じ。

延岡西臼杵	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
日向入郷	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村
宮崎東諸県	宮崎市、国富町、綾町
西都児湯	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
日南串間	日南市、串間市
都城北諸県	都城市、三股町
西諸	小林市、えびの市、高原町

### 【地域医療関連の区域の概念】

#### 構想区域

(医療法)

二次医療圏を基本としつつ、人口構造の変化の見通し等を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域

### 二次医療圏

(医療法)

地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向を考慮して、一体の区域として入院等に係る医療を提供する体制の確保を図るための区域

# <u>医療介護</u>

総合確保区域

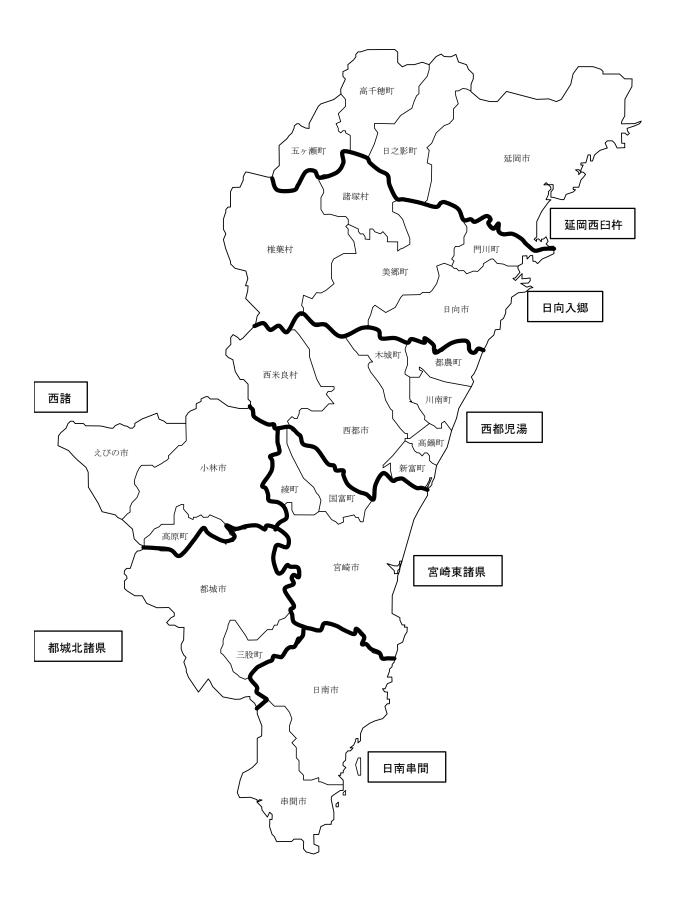
(医療介護総合確保促進法) 地理的条件、人口、 交通事情、医療機関や 介護施設等の整備状況 等からみて医療及び介 護の総合的な確保の促 進を図るべき区域

### 老人福祉圏域

(介護保険法)

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の 見込みを定める単位となる区域

## (図) 宮崎県の構想区域



#### 2 将来の病床数の必要量

#### (1) 医療需要の推計方法

平成37年(2025年)における病床の機能区分ごとの医療需要(推計入院 患者数)は、法令等に規定される算定式と、厚生労働省の示す構想区域ごとの基 礎データをもとに構想区域ごとに推計し、地域の事情を考慮して調整することに なります。

なお、この推計方法は、構想区域全体における医療需要の推計のための方法になりますので、個別の医療機関における病床の機能区分ごとの病床数の推計方法となったり、病床機能を報告する際の選択基準となるものではありません。

/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/

4つの病床機能ごとの医療需要は、医療資源投入量等により区分されています。

(「医療資源投入量」とは、患者に提供される医療を1日当たりの診療報酬(入院基本料相当分及びリハビリテーション料を除く)の出来高点数により換算した量です。)

[高度急性期] 医療資源投入量が3,000点以上である医療を受ける入院患者

[急性期] 医療資源投入量が600点以上3,000点未満の医療を受ける入院患者

[回復期] 医療資源投入量が225点以上600点未満の医療若しくは主としてリハビリテー

ションを受ける入院患者又は在宅復帰に向けて調整を要する者(医療資源投入量17

5点以上225点未満)

[慢性期] 慢性期入院患者(主としてリハビリテーションを受ける入院患者及び医療区分1で

ある患者の数の70%に相当する数を除く。)に全国の状況を考慮した補正率を乗じ

て得た数に、障害その他の疾患を有する入院患者を加えて得た数

※ ガイドラインによる病床の機能別分類の境界点について(厚生労働省作成資料)

病床の機能別分類の境界点(C1~C3)の考え方

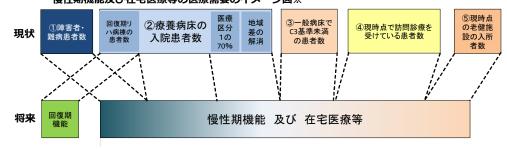
两体的機能剂力與的境外点(CI~C3)的有人力				
	医療資源投入量	基本的考え方		
高度急性期	C1 3,000点	救命救急病棟やICU、HCUで実施するような重症者に対する診療密度が特に高い医療(一般病棟等で実施する医療も含む)から、一般的な標準治療へ移行する段階における医療資源投入量		
急性期	C2 600点	急性期における医療が終了し、医療資源投入量が一 定程度落ち着いた段階における医療資源投入量		
回復期	C3	在宅等においても実施できる医療やリハビリテーション の密度における医療資源投入量		
*	225点	ただし、境界点に達してから退院調整等を行う期間の 医療需要を見込み175点で推計する。		

<sup>※</sup> 在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一体的に推計する。

※ ガイドラインによる慢性期・在宅医療等の医療需要のイメージ(厚生労働省作成資料)

# 慢性期機能および在宅医療等の 医療需要の考え方について

## 慢性期機能及び在宅医療等の医療需要のイメージ図※



※ このイメージ図では将来の人口構成の変化を考慮していない。実際には地域における将来の人口構成によって幅の変化が起こる。

#### 【推計に係る算定式】

[2025年の医療需要の算定式]

構想区域の2025年の医療需要= [当該構想区域の2013年度の性・年齢階級別の入院受療率 × 当該構想区域の2025年の性・年齢階級別推計人口] を総和したもの

#### 【厚生労働省の示す基礎データ】

地域医療構想の策定にあたっては、ナショナルデータベース(NDB)やDPCデータ等を基にした「地域医療構想策定支援ツール」が厚生労働省から各都道府県に提供され、これを用いて医療需要の推計等を行うこととされています。

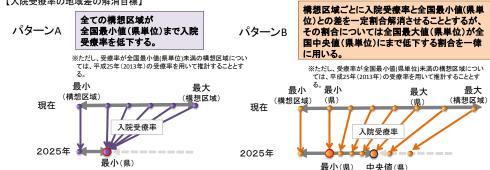
- ※ 高度急性期機能、急性期機能及び回復期機能の医療需要については、平成25年度(2013年度)の NDBのレセプトデータ及びDPCデータに基づき、患者住所地別に配分した上で、当該構想区域ごと、性・年齢階級別の年間入院患者延べ数(人)を365(日)で除して1日当たり入院患者延べ数を求め、これを性・年齢階級別の人口で除して入院受療率とします。この性・年齢階級別入院受療率を病床の機能区分ごとに算定し、当該構想区域の平成37年(2025年)における性・年齢階級別人口を乗じたものを総和することによって将来の医療需要を推計します。その際、NDBのレセプトデータ及びDPC データに含まれない正常分娩、生活保護、労災保険、自動車損害賠償責任保険等のデータの補正を行っています。
- ※ 患者住所地が明らかでない被用者保険利用者の医療需要を患者住所地構想区域ごとに推計する方法については、まず被用者保険利用者の医療需要を医療機関所在地構想区域ごとに推計した上で、当該都道府県の国民健康保険・後期高齢者医療制度のレセプトデータを用いて各医療機関所在地構想区域における患者住所地構想区域ごとの患者数の分布割合を算出し、被用者保険利用者の医療需要をこの分布割合に従って按分しています。

- ※ 平成37年(2025年)の性・年齢階級別人口については、国立社会保障・人口問題研究所『日本の 地域別将来推計人口(平成25年(2013年)3月中位推計)』を用いています。
- ※ 慢性期機能の医療需要については、入院受療率の地域差が生じていることから、この差を一定の幅の中で縮小させる目標を設定することとします。このため、上記2025年の医療需要の算定式による他の病床の機能区分の医療需要の推計方法を基に、目標設定を加味することにより、慢性期機能の医療需要を推計しています。
  - ※ ガイドラインによる入院受療率の地域差の解消について(厚生労働省作成資料)

### 地域の実情に応じた慢性期機能及び在宅医療等の需要推計の考え方

- 慢性期機能の医療需要については、医療機能の分化・連携により、現在では療養病床で入院している状態の患者数のうち 一定数は、2025年には、在宅医療等\*\*で対応するものとして推計する。
  - ※ 在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。
- その際、療養病床については、現在、報酬が包括算定であるので、行われた診療行為が分からず、医療資源投入量に基づく 分析ができない。また、地域によって、療養病床数や在宅医療の充実、介護施設の整備状況等は異なっている。
- O よって、医療資源投入量とは別に、地域が、療養病床の患者を、どの程度、慢性期機能の病床で対応するか、在宅医療・介護施設で対応するかについて、目標を定めることとして、患者数を推計する。
- その際、現在、療養病床の入院受療率に地域差があることを踏まえ、この地域差を一定の目標まで縮小していくこととする。 〇 また、介護施設や高齢者住宅を含めた受け皿となる医療・介護等での対応が着実に進められるよう、一定の要件に該当する地域については配慮を行う。

#### 【入院受療率の地域差の解消目標】



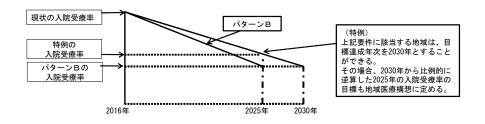
#### 地域の実情に配慮した慢性期病床の推計の特例等について

#### 特例の設定:一定の地域は2030年に目標達成を延長可能

〇 以下の要件に該当する地域は、その目標達成年次を2025年から2030年とすることができることとする。 その際、2025年においては、2030年から比例的に逆算した入院受療率を目標とする。(当該目標と2030年の目標の両方を 地域医療構想に定める。)

【要件】以下の①かつ②に該当する地域(構想区域)

- ① 当該地域の慢性期病床の減少率が、全国中央値(32%)よりも大きい
- ② 高齢者単身世帯割合が全国平均よりも大きい
  - ※1 2030年に延長した場合でも、2025年時点で、減少率が中央値の32%を下回らないようにする。
  - ※2 高齢者単身世帯の割合と入院受療率との相関については、弱い相関が見られる。(相関係数 0.62)



#### (2) 都道府県間の調整

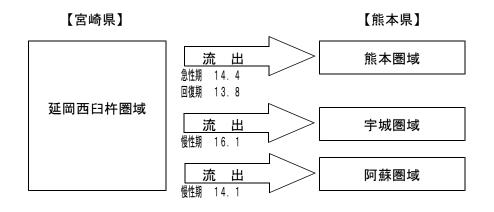
都道府県を越えて患者の流出入が生じていることから、その医療需要について 都道府県間で調整を行った上で、県内の構想区域ごとの医療需要を検討する必要 があります。

調整方法については、地域医療構想ガイドラインに記載されていますが、より詳細なものとして、厚生労働省より「地域医療構想策定における患者流出入を踏まえた必要病床数推計の都道府県間調整方法について」(平成27年9月18日付け医政地発0918第1号)が示されています。この通知により、都道府県間における4機能ごと、二次医療圏ごとの患者の流出入が、10人未満の場合は、調整の対象外(医療機関所在地の医療需要)とされ、10人以上の場合は、関係都道府県間で調整を行うこととされています。

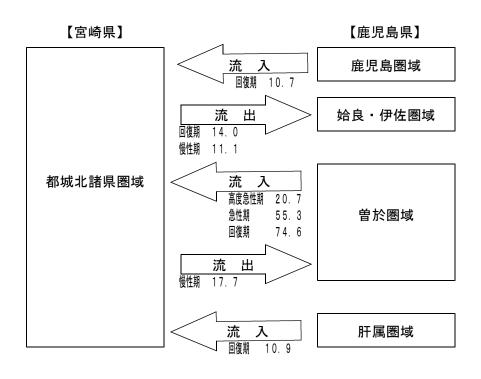
これに基づき、当該調整に係る関係県である熊本県及び鹿児島県と協議した結果、現状において、既に生じている患者の流出入を基本とする「医療機関所在地の医療需要」により調整することとし、本県全体の2025年における医療需要については、次のとおりとしました。

区域	医療機能	2013年度の 医療需要 (人/日)	2025年度医療需要 (医療機関所在地) (人/日)
	高度急性期	737. 0	749. 0
	急性期	2, 438. 1	2, 617. 2
	回復期	3, 293. 5	3, 614. 8
宮崎県全体	慢性期特例	3, 104. 3	2, 452. 4
	在宅医療等(特例)	11, 383. 9	14, 904. 4
	(再掲)在宅医療等のうち訪問診療分	5, 604. 1	7, 025. 6
	計	20, 956. 8	24, 337. 7

#### 〇 宮崎県と熊本県間の調整対象流出入(単位:人/日)



#### 〇 宮崎県と鹿児島県間の調整対象流出入(単位:人/日)



#### ※ 流入分は本県の医療需要、流出分は他県の医療需要とする。

【「地域医療構想策定における患者流出入を踏まえた必要病床数推計の都道府県間調整方法について」(平成27年9月18日付け医政地発0918第1号)(抜粋】)

1. 必要病床数の推計においては、患者住所地の医療需要を基本として定めることとする。ただし、4機能別かつ二次医療圏別の2025年の流出入表において、流出又は流入している医療需要が10人未満の場合は都道府県間調整の対象外とし、医療機関所在地における10人未満の医療需要については、自都道府県の医療需要として算出しない。

なお、医療需要の算出にあたっては、地域医療構想策定支援ツールの2025年度4機能別医療需要 流出入表(二次医療圏別及び都道府県別)において小数点以下第1位を四捨五入する。(必要病床数の算 出にあっても同様とする。)

- 2. 現状(医療機関所在地)の他都道府県の患者数を前提とした医療供体制を維持(又は、一部維持)したいと考える都道府県が、流入の相手都道府県に対して、協議を持ちかけることとする。(一方、必要応じて、流出都道府県から流入都道府県に協議を持ちかけてもよい。)
- 3. 協議においては、両都道府県は、例えば、患者・住民へのヒアリング結果、患者の受療動向等のデータ、それぞれの案を実行した場合の患者・住民への医療サービスや財政的な影響等について検討した結果を、お互いに示すこととする。また、両都道府県は、病床の整備に関する計画等の進捗状況を必要に応じて示すこととする。こうした協議を行うことにより、いずれの都道府県の計画が、より実効性が高いかを両都道府県で判断し、調整を行うこととする。

なお、地域医療構想策定支援ツールで用いたデータと同等かつより詳細なデータを用いて協議を行っても良い。

4. 平成27年12月を期限に協議を行うこととし、期限までに調整できない場合には、調整の対象となっていた医療需要は、医療機関所在地の医療需要として算出する。

#### (3) 各構想区域における医療需要の推計値

都道府県間調整により、宮崎県内の医療需要について、病床機能ごとの医療需要の総数が定まったため、宮崎県地域医療構想策定委員会や各構想区域からの意見を聴いた上で、次のような方法により構想区域間の調整を行いました。

#### ア 県内構想区域間の医療需要の調整

#### (高度急性期及び急性期)

本県においては、当該機能を担う医療資源が限られ、将来的にも解決が容易でない状況が見られるため、医療機関所在地ベースで医療需要を推計する。

#### (回復期及び慢性期)

将来できるだけ患者が身近なところで医療を受けられるようにする必要があるため、当該機能については、患者住所地ベースで医療需要を推計する。

但し、上記(2)のとおり本県全体の医療需要は医療機関所在地ベースで推計していることから、各構想区域における当該機能の医療需要の推計にあたっては、 医療機関所在地ベースの数値をもとに患者住所地ベースの数値の割合を用いて 算定する。

### イ 慢性期機能の医療需要推計における入院受療率の地域差解消について

本県の地理的特性や交通事情等を勘案すると、在宅医療の推進等について厳しい状況も見られることから、より緩やかな地域差解消の算定方法となるパターンBを用いることとし、特例の要件に該当する構想区域については、特例による算定方法を用いる。

この調整により、各構想区域の平成37年(2025年)の医療需要(人/日)は、次のとおりです。

	宮崎東諸県	都城北諸県	延岡西臼杵	日南串間	西諸	西都児湯	日向入郷	計
高度急性期	418. 2	163. 2	80. 8	27. 6	20. 0	12. 9	26. 3	749. 0
急性期	1, 249. 5	527. 1	326. 1	128. 2	127. 6	118. 1	140. 6	2, 617. 2
回復期	1, 191. 4	665. 3	469. 5	242. 5	358. 3	373. 6	314. 1	3, 614. 8
慢性期	884. 5	256. 1	284. 3	373. 6	189. 5	298. 0	166. 2	2, 452. 4
計	3, 743. 6	1, 611. 7	1, 160. 8	772. 0	695. 5	802. 6	647.3	9, 433. 4

2025年の医療需要(人/日)

<sup>※</sup> 端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

#### (4) 病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量

当該医療需要を法令で定められた病床稼働率をもとに算定した結果、平成37 年(2025年)の「病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量(床)」は、次 のとおりとなります。

なお、推計の結果については、一定の条件に基づき算定したものであり、この 必要病床数を超える部分について、病床数自体を削減することを意味するもので はありません。超高齢社会に対応するために必要な病床機能を把握し、各地域の 関係者による自主的な取組を基本として、地域の事情に即した将来の医療提供体 制を構築するために活用するものとなります。

	宮崎東諸県	都城北諸県	延岡西臼杵	日南串間	西諸	西都児湯	日向入郷	計
高度急性期	557. 7	217. 6	107. 8	36. 7	26. 6	17. 2	35. 1	998. 7
急性期	1, 601. 9	675. 8	418. 0	164. 4	163. 6	151. 4	180. 3	3, 355. 4
回復期	1, 323. 8	739. 2	521. 7	269. 5	398. 1	415. 1	349. 0	4, 016. 4
慢性期	961.4	278. 4	309. 0	406. 1	206. 0	324. 0	180. 7	2, 665. 6
計	4, 444. 7	1, 910. 9	1, 356. 6	876. 8	794. 4	907. 6	745. 1	11, 036. 1

2025年の必要病床数 (床)

(5) 慢性期特例を適用する場合の平成42年(2030年)における病床数の必要量 構想区域の慢性期機能の平成37年(2025年)における病床数の必要量に ついて、特例を適用して推計した場合は、平成42年(2030年)における病 床数の必要量を併記することとされています。

本県においては、上記(4)のうち、日南串間構想区域、西諸構想区域、西都児湯 構想区域及び日向入郷構想区域が必要な要件を満たしていることから、慢性期に ついて特例を適用して推計値の算定をしています。これらについて、平成42年(2 030年)における病床数の必要量を以下のとおり掲載します。

(※平成37年(2025年)における病床数の必要量をパターンBで算定した 場合と同じ値になります。)

一次,2十(2000年)00日河边安州水级(水)					
	日南串間	西諸	西都児湯	日向入郷	
慢性期	342. 4	161.5	297. 2	168. 4	

平成42年(2030年)の慢性期必要病床数(床)

なお、各構想区域の慢性期機能の将来の病床数の必要量は、居宅等における医 療の整備が先行した上で、取り組まなければならないため、地域包括ケアシステ ムを所管する市町村や、各地域の医療関係者等に十分な情報提供を行い、連携を 深めながら、住民の理解の下、一体的に推進することが前提条件となります。

【病床稼働率】 ※ 医療法施行規則第30条の28の3別表第6に規定

高度急性期 0.75 急性期 0.78 回復期機能 0.90 慢性期機能 0.92

<sup>※</sup> 端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。

- ※ 次の2つの要件を満たす構想区域のみ、慢性期機能の将来の病床数の必要量について、平成37年(2025年)における病床数の必要量を平成42年(2030年)における病床数の必要量として取り扱うことができます。
  - ① 当該構想区域の慢性期病床数(慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数をいう。以下同じ。)からイ2)に掲げる補正率により算定した平成37年における慢性期病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数が全国中央値を上回ること。
  - ② 高齢者単身世帯割合が全国平均を上回ること。
- 3 将来の居宅等における医療の必要量(在宅医療等の医療需要)

平成37年(2025年)における各構想区域ごとの在宅医療等の医療需要は、 都道府県間調整や構想区域間調整後の医療需要のうち下記①から⑤を合計すること とされており、本県については、次のとおりとなります。

構想区域	2025年の居宅等における 医療(在宅医療等)の必要量 (人/日)
宮崎東諸県	6, 523. 8
都城北諸県	2, 184. 4
延岡西臼杵	2, 033. 5
日南串間	854. 9
西諸	1, 279. 6
西都児湯	1, 183. 7
日向入郷	844. 6
計	14, 904. 4

- ※ 端数処理の関係上、合計が一致しない場合があります。
- ① 慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者であって、医療区分 I である患者の数の 7 0 %に相当する数。
- ② 慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者であって、入院受療率の地域差を解消していくことで在宅医療等の医療需要として推計する患者の数(①に掲げる数を除く。)。
- ③ 医療資源投入量が225点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の数から、当該数のうちイ)在宅復帰に向けて調整を要する者(医療資源投入量175点以上225点未満)、ロ)回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する入院患者、ハ)リハビリテーションを受ける入院患者であってリハビリテーション料を加えた医療資源投入量が175点以上となる医療を受ける者の数を控除して得た数。
- ④ 当該構想区域の平成37年における性別及び年齢階級別人口に当該構想区域の 訪問診療患者に係る性別及び年齢階級別受療率(在宅患者訪問診療料を算定する 患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数に当該構想 区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数)を乗じて得た数の合計数。

⑤ 当該構想区域の平成37年における性別及び年齢階級別人口に当該構想区域の介護老人保健施設入所者に係る性別及び年齢階級別入所需要率(介護老人保健施設の施設サービス利用者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数に当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数)を乗じ得て得た数の合計数。

なお、在宅医療等には、介護関連施設における医療も含まれることから、介護等の計画である宮崎県高齢者保健福祉計画(平成27年3月)により推進される各種施策と連携するとともに、既に宮崎県医療計画(平成25年3月)により進めている施策を引き続き実施することで、医療と介護等のサービスが相互に連携して提供される体制の構築を目指すことになります。

在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指しています。

#### 第5 地域医療構想に係る病床の機能の分化及び連携の推進

#### 1 推進体制

現宮崎県医療計画の推進体制に加え、各構想区域ごとに地域医療構想調整会議を設けます。地域医療構想調整会議は、地域の課題等を共有し、その課題等に対応するための協議の場であり、関係者の自主的な取組を基本としています。

この場で関係者相互の協議及び調整が行われるとともに、将来不足が見込まれる 医療機能の充実など課題解決のために必要な事業として、地域医療介護総合確保基 金による事業についても話し合いが行われ、関係者が一丸となって、将来の医療提 供体制を構築するべく努力することとなります。

地域医療構想調整会議においては、例えば、次のような手順で、議論が進められることになります。

① 地域の医療提供体制の現状と将来についての認識の共有 病床機能報告制度による情報、厚生労働省が提供するデータブック等による情報及び調整会議の関係者が提供する情報等に基づく地域の医療提供体制の現状並びに地域医療構想に基づく将来の医療需要と必要病床数の推計等について、関係

者間で認識を共有する。

#### ② 各構想区域内の課題抽出

医療機関の配置の状況、医療従事者の供給体制、医療機関へのアクセス状況など、地域の実情を十分踏まえながら、地域に特有の課題を抽出する。

#### ③ 具体的な病床の機能分化及び連携の在り方について議論

各医療機関の機能について、地域での役割を明確にするため、関係者で議論を重ねる。その際、疾病別のデータ等も見ながら、現状において地域で担うことができる機能や将来においてどのような体制を構築していくのか等についても議論する。また、医療機関の役割分担について、患者・住民への啓発・周知方法等についても議論する。

#### ④ 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業の議論

①から③のプロセスにより必要と判断される取組みについて、関係者間で議論 し、具体的な事業について提案を行う。

#### ⑤ 実施事業の成果の把握

実施した事業について、地域において、どのような成果が得られているかを把握し、今後さらに取り組むべき事項等について検討する。

なお、この手順は一例であり、実際の地域医療構想調整会議の進め方は、各地域の実情に応じて決定されることになります。

#### 2 推進施策

現宮崎県医療計画に記載された施策に加えて、地域にふさわしいバランスのとれた将来の医療提供体制を構築するため、次のとおり、施策の方向性を定めます。

なお、この施策の方向性の下に実施する具体的な事業は、地域医療介護総合確保 基金の活用により実施するため、毎年度策定される地域医療介護総合確保基金に係 る都道府県計画に記載され、進捗等が管理されます。

#### (1) 病床機能の分化

ア 体制構築のための施策

- 病床機能の分化に資する重点化又は明確化 例えば、
  - ・ クリティカルパス (クリニカルパス) の活用による病床機能に応じた 入院医療の標準化又は効率化のための体制整備、研修等の支援
  - ・ 病床機能に応じた臨床指標 (Quality Indicator) を用いた医療の質の 評価又は向上の支援
  - ・ 高度急性期から在宅医療まで地域の医療提供体制について住民(患者) への情報提供又は普及啓発
  - ・ がんや急性心筋梗塞、救急医療、周産期医療、難病など、構想区域内 で完結することが難しい疾病等について、必要な施設等の整備に係る財 政的・技術的支援
  - ・ 遠隔診療等の医療の I C T 化に係るシステム構築の財政的・技術的支援

#### ○ 病床機能の変更

例えば、

- 不足する病床機能への変更のための財政的・技術的支援
- ・ 医療機関の役割分担により必要となる病床機能への変更のための財政 的・技術的支援

#### イ 人材確保のための施策

- 病床機能の分化又は転換に伴う医療関係者の研修又は教育 例えば、
  - ・ キャリアパスとして異なる病床機能の病棟及び在宅医療で働くことを 意識した研修又は教育の支援

#### (2) 病床機能の連携

ア 体制構築のための施策

- 病床機能の異なる関係機関の連携強化 例えば、
  - 地域の創意工夫を活かした地域連携パスの作成又は活用のための体制

整備又は連携の支援

- ・ 救急外来から患者の病状に応じた他の医療機関への紹介入院等の地域 連携の支援
- ・ 在宅医療から地域包括ケア病棟を持つ医療機関等への緊急連絡又は搬送体制の整備又は支援
- 精神疾患を伴う患者に対する地域での医療提供体制の整備又は支援
- ・ 医療機関同士又は医療機関と訪問看護事業所等の連携に必要となる医療のICT化に資するシステム構築(患者情報の共有等)の財政的・技術的支援
- 病床機能の連携に資する重点化・明確化 例えば、
  - ・ 転院や転棟、救急搬送(在宅医療等からの搬送を含む)などの患者移動に資する病床機能の連携のための医療施設の改修等の財政的・技術的 支援

#### イ 人材確保のための施策

- 連携に係る人材の確保・養成 例えば、
  - 地域の医療介護連携において中心的役割を担うリーダーやコーディネーターとなる人材の養成
  - ・ 退院支援及び在宅復帰支援のため地域における多職種連携又は人事交 流の支援
  - ・ 退院後の相談に乗る窓口に配置する看護職員や医療ソーシャルワーカーを育成するための研修等の支援
- (3) 病床機能の分化・連携のための各構想区域の関係者への支援
  - 各地域医療構想調整会議の関係者の調査力・分析力の向上 例えば、
    - ・ 各地域医療構想調整会議にて提供されることを前提に、各地域医療構 想調整会議に参加を求められた関係者が実施する詳細な調査及び分析へ の財政的・技術的支援
  - 各地域医療構想調整会議の関係者の研修等の支援 例えば、
    - ・ 各地域医療構想調整会議で取り組む医療機関の役割分担に参考となる 講演会・研修会等の実施

なお、上記(1)~(3)において記載した病床機能の分化及び連携施策以外で、既に宮崎県医療計画(平成25年3月)に基づき推進されている居宅等における医療や医療従事者の確保・養成に係る施策等については、地域医療構想策定後の宮崎県医療計画においても引き続き実施していきます。

また、平成27年に医療法の一部が改正され、「地域医療連携推進法人の認定制度」が設けられました。この制度を活用して地域医療連携推進法人を設立することにより、当該法人に参画した法人(医療法人など非営利法人に限る)の間で、次のような医療連携推進業務等を実施することができます。

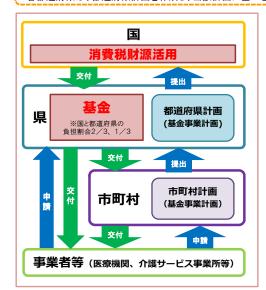
- 診療科(病床)再編(病床特例の適用)
- 医師等の共同研修
- 医薬品等の共同購入
- 資金貸付(基金造成含む)
- ・ 関連事業者への出資等
- ・ 医師の配置換え
- ・ 救急患者受入ルールの策定
- ・ 訪問看護等による在宅生活支援等

この制度は、医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域における質の高い効率的な医療提供を確保するために創設された制度であり、関係者が自主的な取組みにより将来の医療提供体制を構築する上での選択肢の一つとなるものです。

#### 【参考:地域医療介護総合確保基金】※ 厚生労働省作成資料

#### 地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の 確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- 〇 このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金) を創設し、各都道府県に設置。 各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



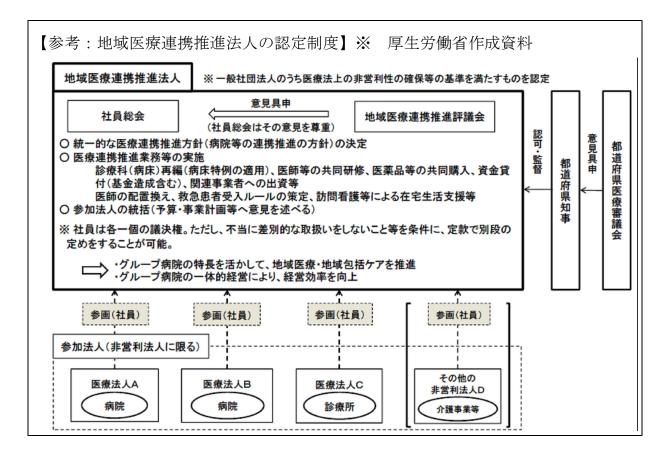
#### 都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

#### 〇 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備) ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 〇 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
  - 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を 踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
  - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 〇 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

#### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に 関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業



#### 3 推進施策の成果の把握

病床機能の分化・連携において、実施した施策の成果については、毎年度、病床機能報告制度により報告される内容により把握します。

具体的には、病床の機能区分ごとの将来の病床数(実数)について、不足している医療機能を指標として把握することで、必要な医療提供体制の構築に係る進捗状況を確認していきます。また、実数だけでなく、病床の機能区分ごとの病床数に係る構成比も見ることとします。病床機能の分化・連携により、患者の状態に応じた医療が提供され、スムーズな患者移動を実現するためには、一つの病床機能が極端な増減を示すことは好ましくない場合があるからです。

なお、病床機能報告値と必要病床数を比較する場合には、その数値の性質に注意する必要があります。病床機能報告値は、各医療機関が定性的な基準に従って、自主的な判断のもと病棟単位で報告する値になりますが、必要病床数については、診療報酬の出来高点数を法令等により定められた区分で病床機能ごとに分けたものであり、将来的にこれらの数値が完全に一致することはありません。

具体的な事業の成果の把握については、毎年度策定される地域医療介護総合確保 基金に係る都道府県計画の指標により把握することなります。

### 【病床機能報告値と必要病床数】

## 〔宮崎東諸県〕

項目	2014年度 病床機能報告値	2025年 必要病床数
病床数	高度急性期 734床 急性期 3,131床 回復期 604床 慢性期 1,355床 (無回答) 142床 計 5,966床	高度急性期 557.7床 急性期 1,601.9床 回復期 1,323.8床 慢性期 961.4床 計 4,444.8床
		在宅医療等の必要量(医療需要) 6,523.8人/日
病床数 (構成比)	高度急性期12.3%急性期52.5%回復期10.1%慢性期22.7%(無回答)2.4%	高度急性期 12.5% 急性期 36.0% 回復期 29.8% 慢性期 21.6%

### 〔都城北諸県〕

項目	2014年度 病床機能報告値	2025年 必要病床数
病床数	高度急性期 12床 急性期 1,871床 回復期 276床 慢性期 516床 (無回答) 92床 計 2,767床	高度急性期 217.6床 急性期 675.8床 回復期 739.2床 慢性期 278.4床 計 1,911.0床
		在宅医療等の必要量(医療需要) 2,184.4人/日
病床数 (構成比)	高度急性期0.4%急性期67.6%回復期10.0%慢性期18.6%(無回答)3.3%	高度急性期 11.4% 急性期 35.4% 回復期 38.7% 慢性期 14.6%

## [延岡西臼杵]

項目	2014年度 病床機能報告値	202 必要病	•
病床数	急性期 1, 12 回復期 17 慢性期 40	床     回復期       床     慢性期       床	107.8床 418.0床 521.7床 309.0床
		在宅医療等の必要量(医療需要	2,033.5人/日
病床数 (構成比)	急性期 62. 回復期 9. 慢性期 22.	4%       高度急性期         7%       急性期         5%       回復期         6%       慢性期         8%	7. 9% 30. 8% 38. 5% 22. 8%

# 〔日南串間〕

項目	2014年度 病床機能報告値	2025年 必要病床数
病床数	高度急性期 0床 急性期 707床 回復期 68床 慢性期 528床 <u>(無回答) 0床</u> 計 1,303床	高度急性期 36.7床 急性期 164.4床 回復期 269.5床 慢性期 406.1床 計 876.7床
		在宅医療等の必要量(医療需要) 854.9人/日
病床数 (構成比)	高度急性期0.0%急性期54.3%回復期5.2%慢性期40.5%(無回答)0.0%	高度急性期 4.2% 急性期 18.8% 回復期 30.7% 慢性期 46.3%

# 〔西諸〕

項目	2014年度 病床機能報告値	2025年 必要病床数
病床数	高度急性期 0床 急性期 566床 回復期 171床 慢性期 350床 (無回答) 0床 計 1,087床	高度急性期 26.6床 急性期 163.6床 回復期 398.1床 慢性期 206.0床 計 794.3床
		在宅医療等の必要量(医療需要) 1,279.6人/日
病床数 (構成比)	高度急性期 0.0% 急性期 52.1% 回復期 15.7% 慢性期 32.2% (無回答) 0.0%	急性期20.6%回復期50.1%慢性期25.9%

# 〔西都児湯〕

項目	2014年度 病床機能報告値	2025年 必要病床数	
病床数	高度急性期       0床         急性期       530床         回復期       107床         慢性期       433床         (無回答)       100床         計       1,170床	高度急性期 17.2床 急性期 151.4床 回復期 415.1床 慢性期 324.0床 計 907.7床	
		在宅医療等の必要量(医療需要) 1,183.7人/日	
病床数 (構成比)	高度急性期0.0%急性期45.3%回復期9.1%慢性期37.0%(無回答)8.5%	高度急性期 1.9% 急性期 16.7% 回復期 45.7% 慢性期 35.7%	

## [日向入郷]

項目	2014年度 病床機能報告値	2025年 必要病床数		
病床数	高度急性期 0床 急性期 609床 回復期 108床 慢性期 326床 (無回答) 42床 計 1,085床	高度急性期 35.1床 急性期 180.3床 回復期 349.0床 慢性期 180.7床		
		在宅医療等の必要量(医療需要) 844.6人/日		
病床数 (構成比)	高度急性期 0.0% 急性期 56.1% 回復期 10.0% 慢性期 30.0% (無回答) 3.9%	高度急性期 4.7% 急性期 24.2% 回復期 46.8% 慢性期 24.2%		

#### 第6 評価・公表の実施

この別冊に記載した内容は、宮崎県医療計画の一部となることから、宮崎県医療計画として一体的に取り扱い、評価・公表を実施します。

(再掲:宮崎県医療計画P148)

3 評価・公表の実施

本計画の推進にあたっては、計画の達成状況や効果等の検証を行うことが必要です。 このため、数値目標及び施策の進捗状況等の評価については、医療関係者や住民、学 識経験者等からなる宮崎県医療審議会において、1年ごとに行い、施策の継続的な推進 が図られるよう努めます。

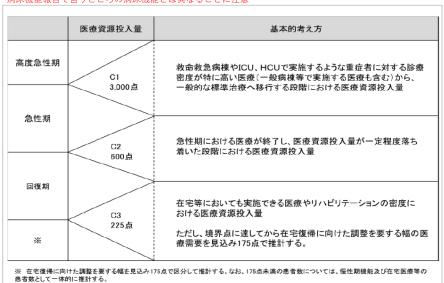
また、その結果については、ホームページ上に公表します。

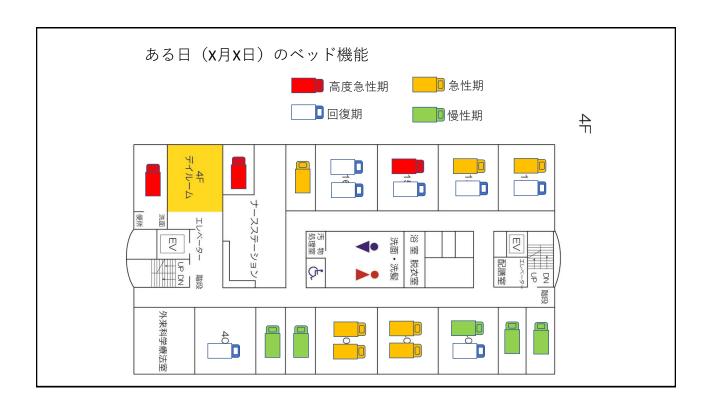
# 地域医療構想調整会議

宮崎大学医学部附属病院地域医療連携センター 鈴木 斎王 小川 泰右

### 資源投入量に基づく病床利用区分(病床機能)

#### 病床機能報告で言うところの病床機能とは異なることに注意





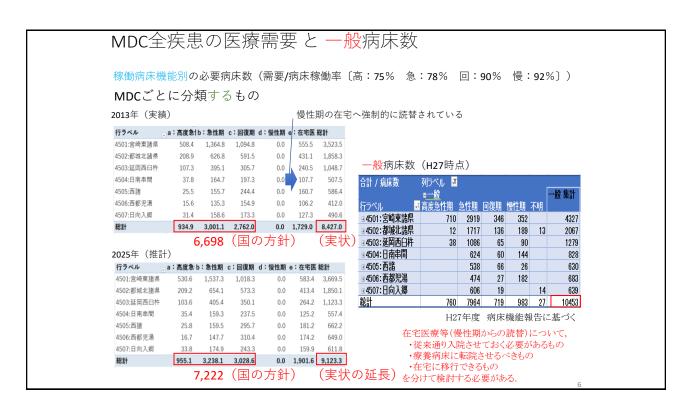
# 病床機能の分布

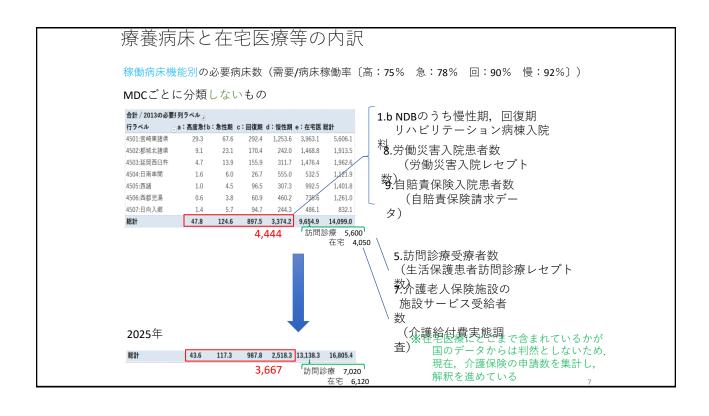
(講習会での自院データの解析 2016年3月)

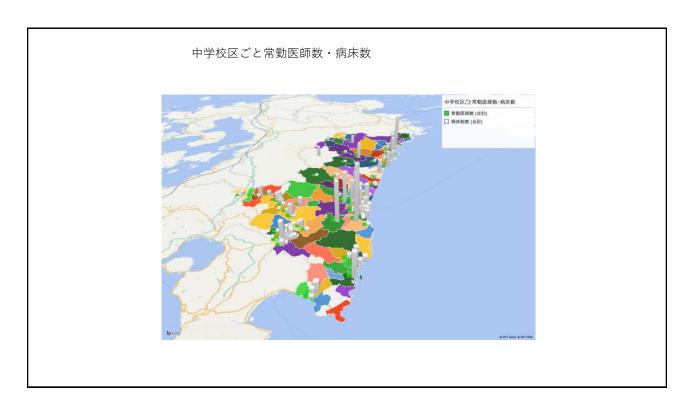
	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期
宮崎大学附属病院	16.1%	28.7%	34.5%	20.7%
都城市郡医師会病院	16.2%	41.8%	24.9%	17.1%
宮崎市郡医師会病院	14.9%	41.5%	21.0%	22.6%

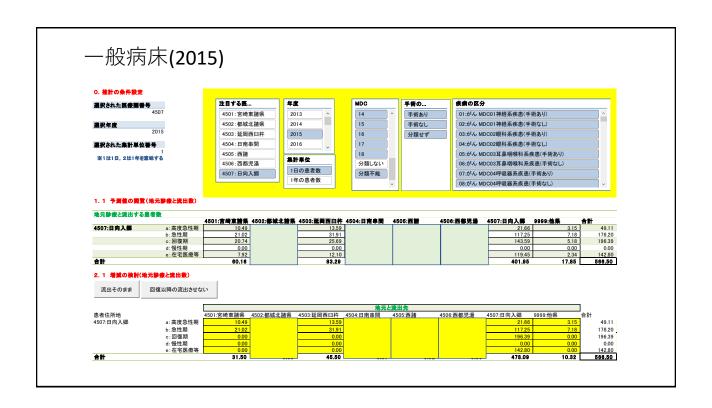
4

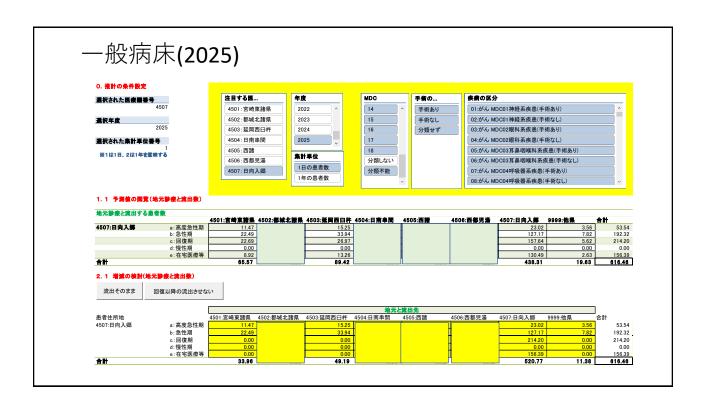


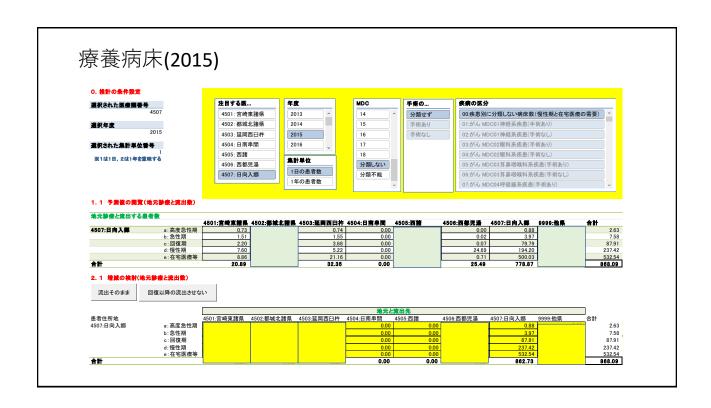


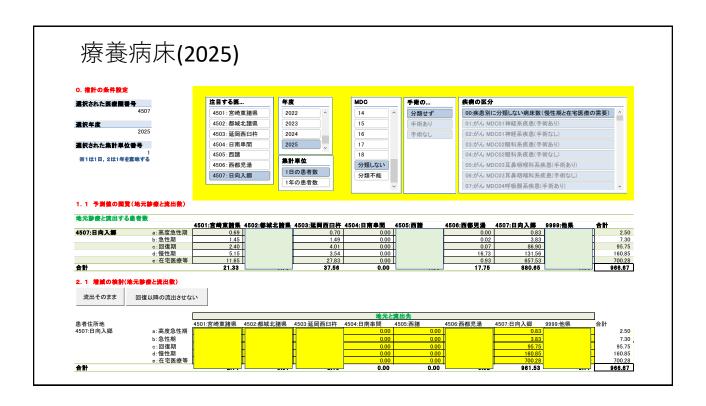








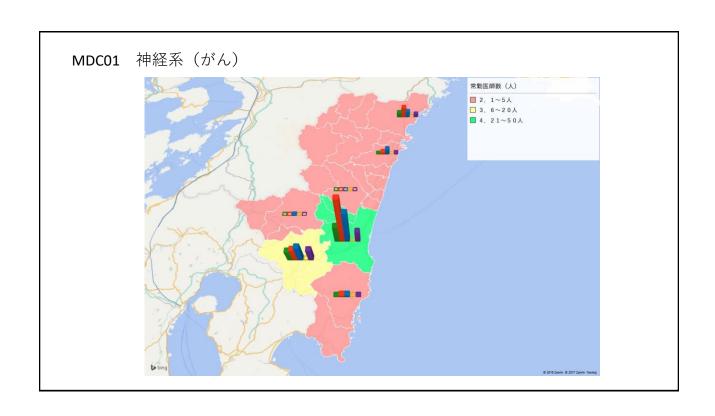




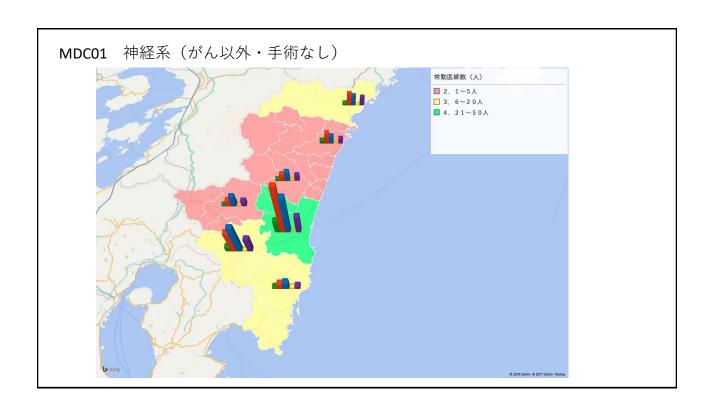
						\ <del>-</del> -	ı 中 -	+/ +/-
的小广 广 4						が	へまき	<i>百数</i>
-般病床(201	15)					11101		H >>\
流入してくる患者数								
				4503:延岡西臼杵		4505:西糖	4506:西都児湯	合計
4507:日向入郷	a: 高度急性期	0.15	0.01	0.89	0.02	0.01	0.85	
	b:急性期	0.39	0.00	4.66	0.01	0.01	2.64	7.70
	c:回復期	0.59	0.00	6.70	0.01	0.01	6.65	13.95
	d:慢性期	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
AAI	e:在宅医療等	0.32	0.00	3.96	0.03	0.01	4.07	8.40
台計		1.45	0.01	16.21	0.06	0.03	14.21	31.97
-般病床(20	25)							
流入してくる患者数								
		4501:宮崎東新県	4502:都域北諸県	4503:延岡西臼杵	4504:日南島間	4505:西糖	4506:西都児湯	승計
4507:日向入郷	a:高度急性期	0.15	0.01	0.91	0.02		0.89	
	b:急性期	0.39	0.00	4.80	0.01	0.02	2.86	
	c:回復期	0.63	0.00	7.05	0.01	0.03	7.26	
	d:慢性期	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	e:在宅医療等	0.30	0.00	4.16	0.03	0.01	4.21	8.71
		1.47	0.01	16.92	0.06	0.08		
合計		1.47	0.01	10.92	0.00	0.08	15.23	33.77
		1.47	0.01	10.92	0.06	0.08	15.23	33.77
_ <del>章⊪</del> ₹養病床(201	L5)	1.47	0.01	10.92	0.06	0.08	15.23	33.77
	15)	1.47	0.01	10.92	0.06	0.08	15.23	33.77
養病床(201	15)			4503:延岡西臼杵		4505:西籍		33.77
養病床(201	1.5) a:高度急性期							
養病床(201 流入してべる患者数	a:高度急性期 b:急性期	4501:宮崎東腊県 0.01 0.00	4502:都城北腊県	4503:延岡西白杵	4504:日南串間	4505:西腊	4508:西都児湯	合計
養病床(201 流入してべる患者数	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期	4501:宮崎東腊県 0.01	4502:都城北腊県 0.00 0.00 0.00	<b>4503:延岡西白杵</b> 0.05 0.17 2.93	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00	<b>4505:西腊</b>	<b>4506:西都児湯</b> 0.04 0.11 3.20	0.10 0.28 6.37
養病床(201 流入してべる患者数	a:高度急性期 b:急性期	4501:宮崎東腊県 0.01 0.00	4502:都城北腊県 0.00 0.00	<b>4503:延岡西臼杵</b> 0.05 0.17	4504:日南阜間 0.00 0.00	<b>4505:西腊</b> 0.00 0.00	<b>4506:西都児湯</b> 0.04 0.11	<b>合計</b> 0.10 0.28
養病床(201 購入して《る最者教 4507:日向入傷	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期	4501:宮崎東諸県 0.01 0.00 0.24 1.11 0.00	4502:都城北腊県 0.00 0.00 0.00	<b>4503:延岡西白杵</b> 0.05 0.17 2.93	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	<b>4505:西腊</b> 0.00 0.00 0.00	<b>4506:西都児湯</b> 0.04 0.11 3.20	合計 0.10 0.28 6.37 13.37 18.27
養病床(201 流入してべる患者数	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期	4501:宮崎東諸県 0.01 0.00 0.24 1.11	4502:都域北階県 0.00 0.00 0.00 0.00	<b>4503:延岡西白杵</b> 0.05 0.17 2.93 3.89	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00	4505:西籍 0.00 0.00 0.00 0.00	<b>4506:西都児湯</b> 0.04 0.11 3.20 8.37	<b>合計</b> 0.10 0.28 6.37 13.37
養病床(201 廣入してくる患者数 4507:日向入傷	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期 e:在宅医療等	4501:宮崎東諸県 0.01 0.00 0.24 1.11 0.00	4502:都嫁北階県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	<b>4503:延岡西白杵</b> 0.05 0.17 2.93 3.89 5.32	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	4505:西龍 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	<b>4506:西都児湯</b> 0.04 0.11 3.20 8.37 12.95	合計 0.10 0.28 6.37 13.37 18.27
養病床(201	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期 e:在宅医療等	4501:宮崎東諸県 0.01 0.00 0.24 1.11 0.00	4502:都嫁北階県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	<b>4503:延岡西白杵</b> 0.05 0.17 2.93 3.89 5.32	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	4505:西龍 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	<b>4506:西都児湯</b> 0.04 0.11 3.20 8.37 12.95	合計 0.10 0.28 6.37 13.37 18.27
養病床(201 廣入してくる患者数 4507:日向入傷	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期 e:在宅医療等	4501:宮崎東譜県 0.01 0.000 0.24 1.111 0.000	4502:都城北階県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	4503:延岡西臼杵 0.05 0.17 2.93 3.89 5.32 12.36	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	4505:西路 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	4506:西都児潘 0.04 0.11 3.20 8.37 12.95 24.67	681 0.10 0.28 6.37 13.37 18.27 38.40
養病床(201 素入してくる患者数 4507:日向入郷 合計 養病床(202 歳入してくる患者数	a:高度急性期b:急性期c:回復期d:慢性期e:在宅医療等	4501:宮崎東藤県 0,01 0,00 0,24 1,11 0,00 1,36 4501:宮崎東藤県	4502:都娘北腊県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4502:都娘北腊県	4503:延岡西日杵 0.05 0.17 2.93 3.89 5.32 12.36	4504:日南丰間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4504:日南丰間	4505:西腊 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	4506:西都児潘 0.04 0.11 3.20 8.37 12.95 24.67	合計 0.10 0.28 6.37 13.37 18.27 38.40
養病床(201	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期 e:在宅医療等	4501:宮崎東麓県 0.01 0.00 0.24 1.11 0.00 1.36 4501:宮崎東藤県	4502:都城北階県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4502:都城北階県	4503:延岡西日杵 0.05 0.17 2.93 3.89 5.32 12.36	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4504:日南阜間	4505:西贈 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4505:西贈	4508:西都児湯 0.04 0.11 3.20 8.37 12.95 24.87 4508:西都児湯	会計 0.10 0.28 6.37 13.37 18.27 38.40
養病床(201 素入してくる患者数 4507:日向入郷 合計 養病床(202 歳入してくる患者数	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期 e:在宅医療等	4501:宮崎東諸県 0.01 0.00 0.24 1.11 1.11 4501:宮崎東諸県 0.01 0.00	4502:都球北前県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4502:都球北前県 0.00 0.00	4503:延興西日杵 0.05 0.17 2.93 3.389 5.32 12.36 4503:延興西日杵 0.04	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4504:日南阜間 0.00	4505:西腊  0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4505:西腊	4508:西都児達 0.04 0.11 3.20 8.37 12.95 24.67 4508:西都児達 0.04 0.11	6H 0.10 0.28 6.37 13.37 18.27 38.40
養病床(201 素入してくる患者数 4507:日向入郷 合計 養病床(202 歳入してくる患者数	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期 e:在宅医療等	4501:宮崎東藤県 0.01 0.000 0.24 1.11 0.000 1.36 4501:宮崎東藤県 0.01 0.00 0.00	4502:都城北腊県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4502:都城北腊県 0.00 0.00	4503:延興西日杵 0.055 0.17 0.17 2.93 3.89 5.32 12.36 4503:延興西日杵 0.04 0.15 3.05	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4504:日南阜間 0.00 0.00	4505:西腊 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4505:西腊	4506:西都児達 0.04 0.11 3.20 8.37 12.95 24.67 4506:西都児達 0.04 0.11 3.51	0.10 0.28 6.37 13.37 18.27 36.40
養病床(201 素入してくる患者数 4507:日向入郷 合計 養病床(202 歳入してくる患者数	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢復期 e:在宅医療等	4501:宮崎東護県 0.01 0.00 0.24 1.11 1.11 4501:宮崎東護県 0.01 0.00 0.27 0.92	4502:都球北龍県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4502:都球北龍県 0.00 0.00	4503:延興西日井 0.05 0.17 2.93 3.89 5.32 12.36 4503:延興西日井 0.04 0.15 3.05 3.25	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4504:日南阜間 0.00 0.00	4505:西籍  0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4505:西籍	4506:西都児達 0.04 0.11 3.20 8.37 12.95 24.67 4506:西都児達 0.04 0.11 3.51 6.53	会計
養病床(201 素入してくる患者数 4507:日向入郷 合計 養病床(202 歳入してくる患者数	a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期 e:在宅医療等	4501:宮崎東藤県 0.01 0.000 0.24 1.11 0.000 1.36 4501:宮崎東藤県 0.01 0.00 0.00	4502:都城北腊県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4502:都城北腊県 0.00 0.00	4503:延興西日杵 0.055 0.17 0.17 2.93 3.89 5.32 12.36 4503:延興西日杵 0.04 0.15 3.05	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4504:日南阜間 0.00 0.00	4505:西腊 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4505:西腊	4506:西都児達 0.04 0.11 3.20 8.37 12.95 24.67 4506:西都児達 0.04 0.11 3.51	0.10 0.28 6.37 13.37 18.27 36.40

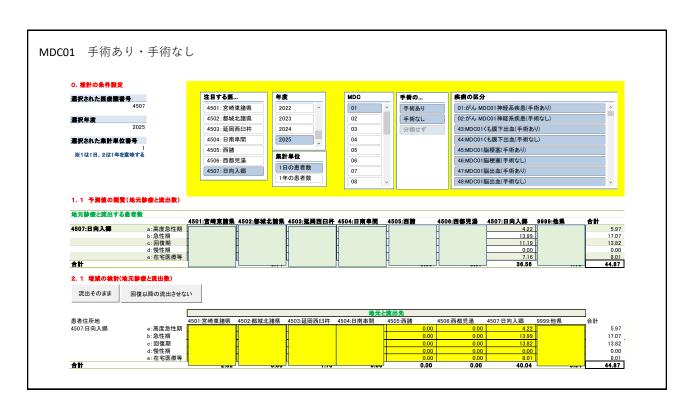
### MDCごとの診療科対応表

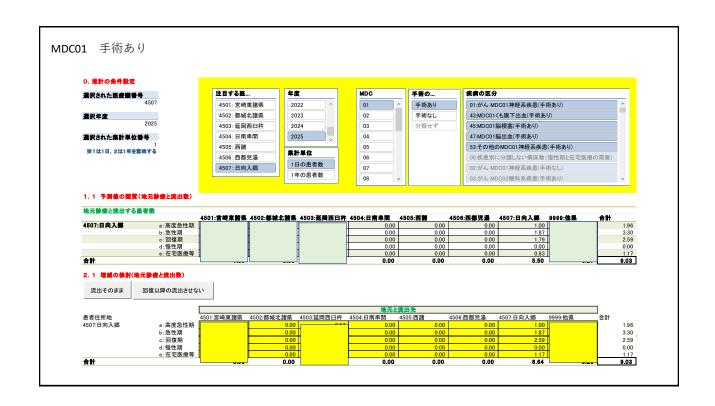
	がん	手術あり	手術なし
MDC01	脳外科	脳外科・麻酔科	脳外科・神経外科・ リハビリテーション科
MDC02	眼科	眼科	眼科
MDC03	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
MDC04	呼吸器 (内科・外科)	呼吸器外科	呼吸器内科
MDC05	_	循環器科 (内科・外科)	循環器科(内科・外科)
MDC06	消化器(内科・外科)	消化器(内科・外科)	消化器(内科・外科)
MDC07	整形外科	整形外科・麻酔科	リウマチ科・免疫科・ リハビリテーション科・整形外科
MDC08	皮膚科	皮膚科	皮膚科
MDC09	乳腺外科	乳腺外科	乳腺外科
MDC10	脳外科	脳外科	内分泌内科
MDC11	泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科・腎臓内科
MDC12	産科・婦人科	産科・婦人科	産科・婦人科
MDC13	血液内科	血液内科	血液内科
MDC14	小児外科	小児外科	小児科・産科
MDC15	小児科	小児外科	小児科
MDC16	_	形成外科・整形外科・皮膚科・救急科	皮膚科・救急科
MDC17	精神科	精神科	精神科
MDC18	内科・外科	外科	内科



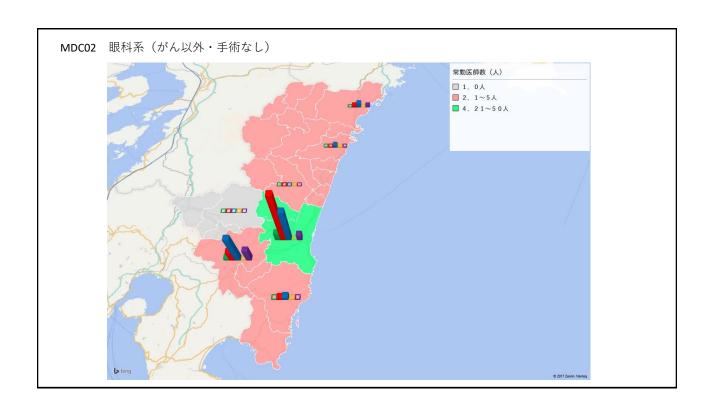


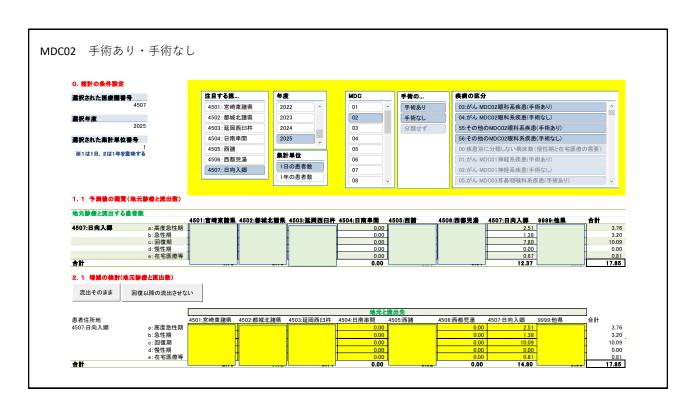


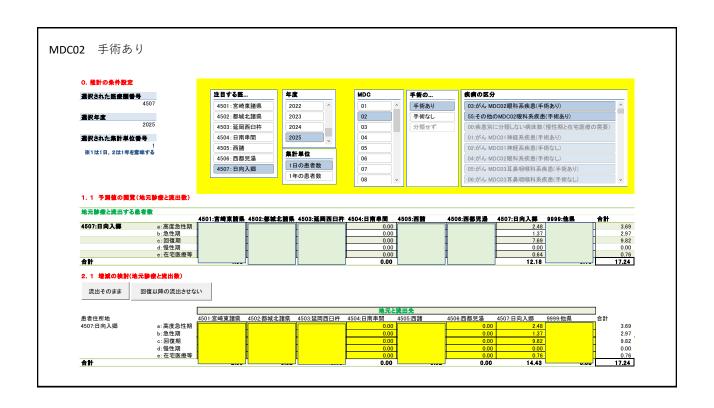


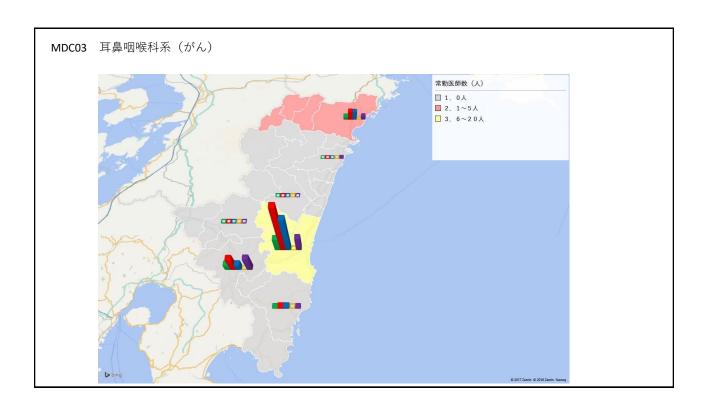


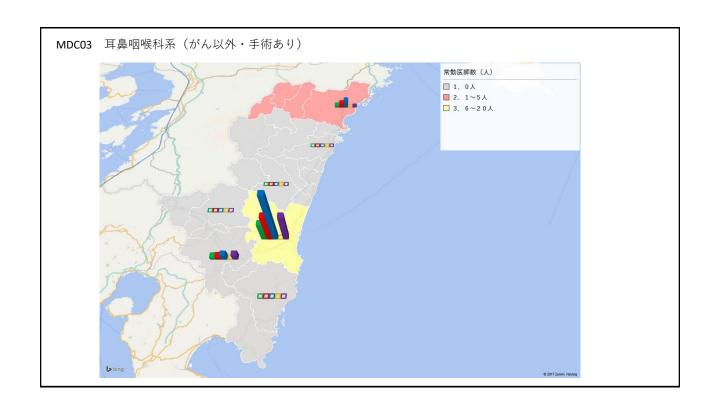


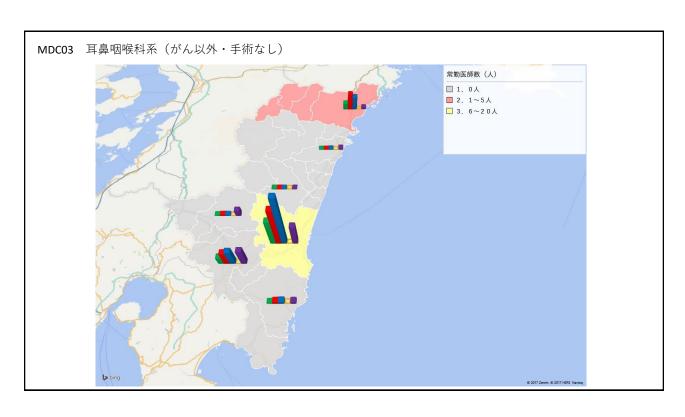


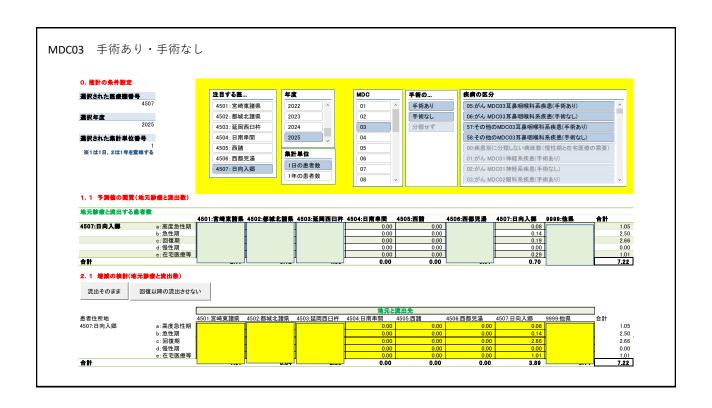


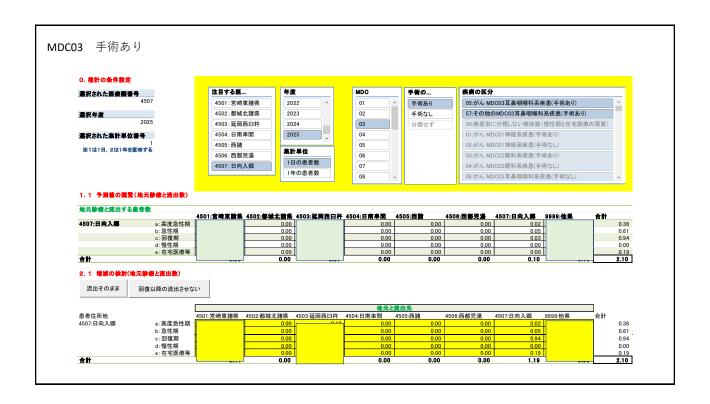


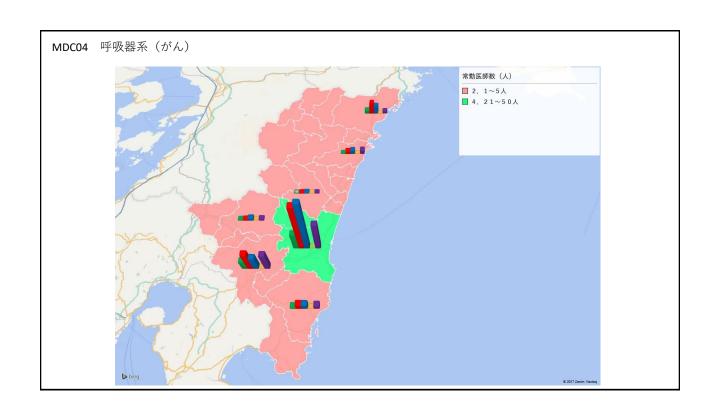


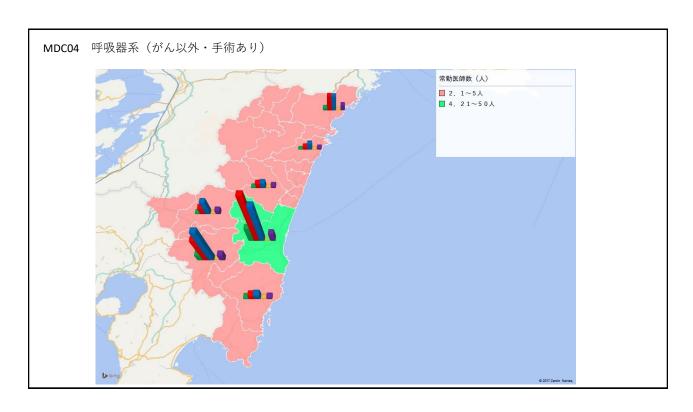


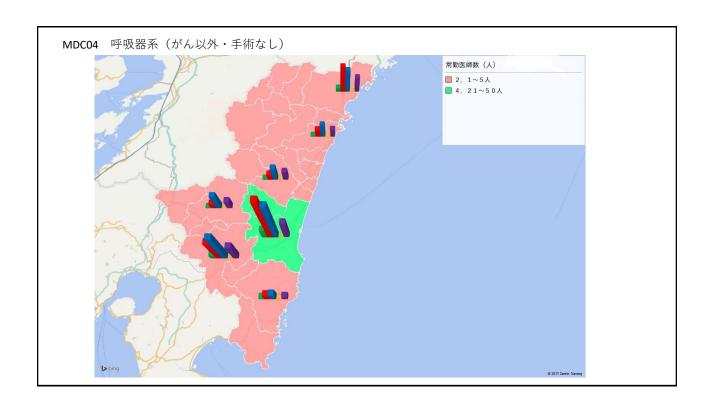


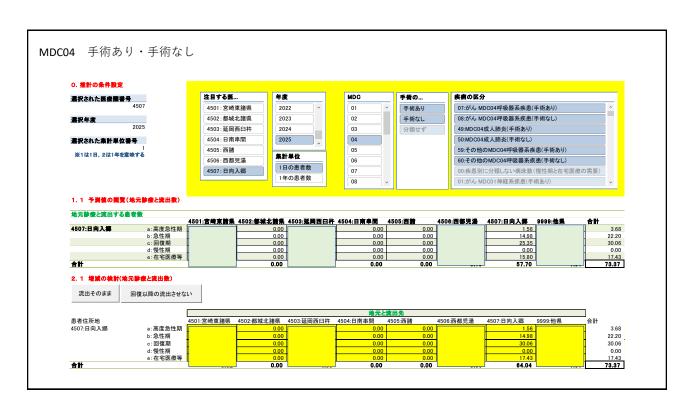


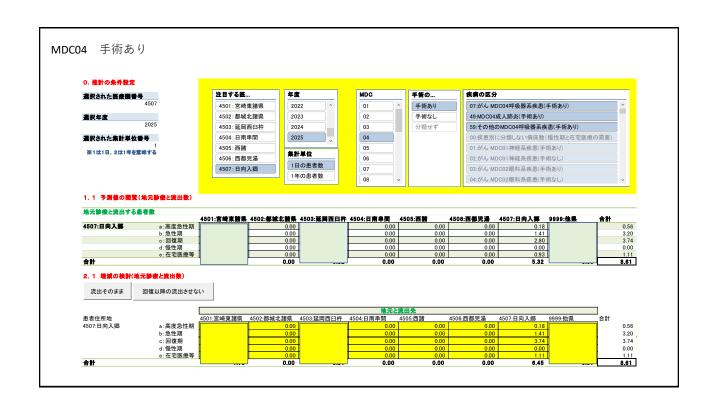


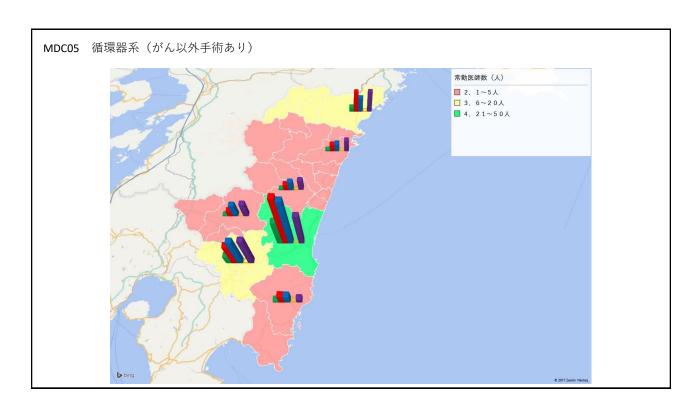


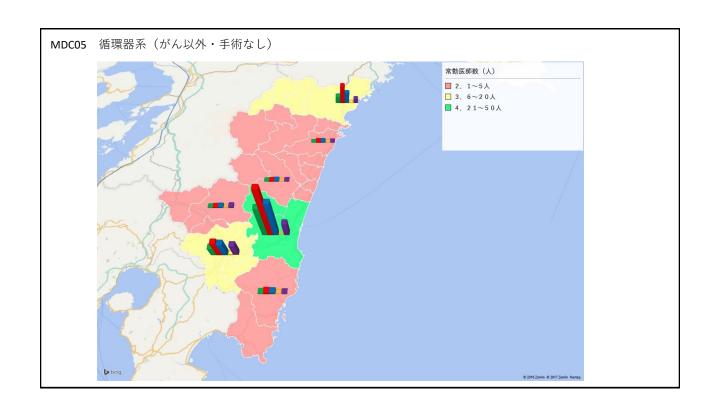


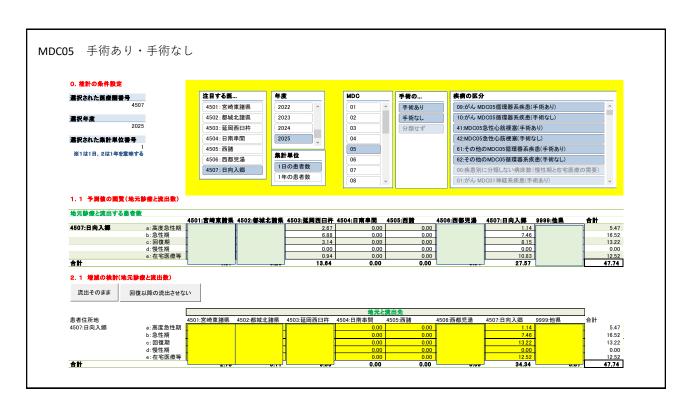


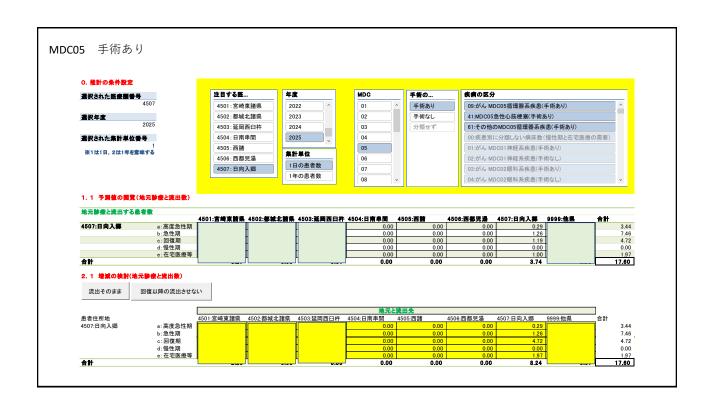


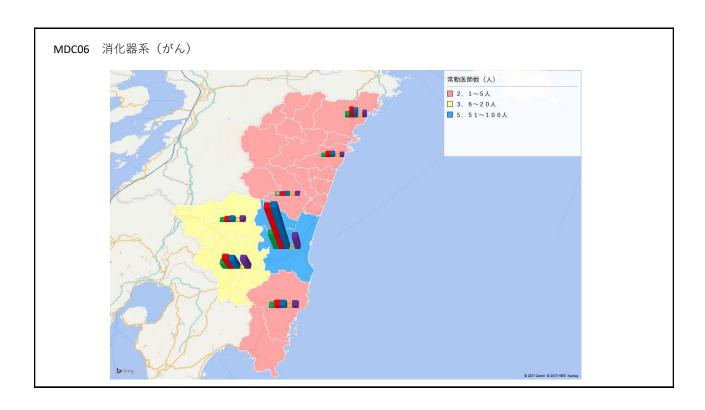


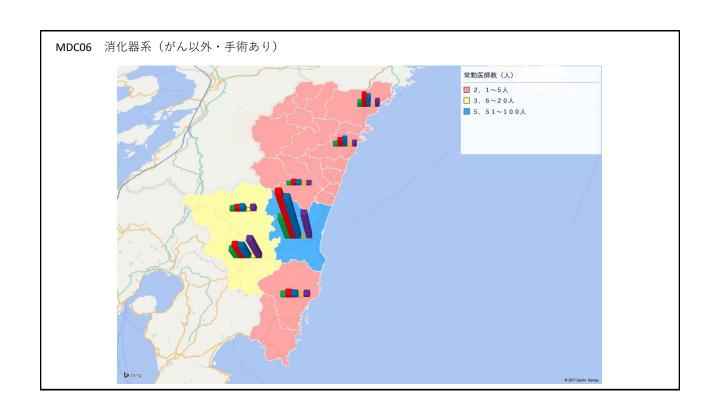


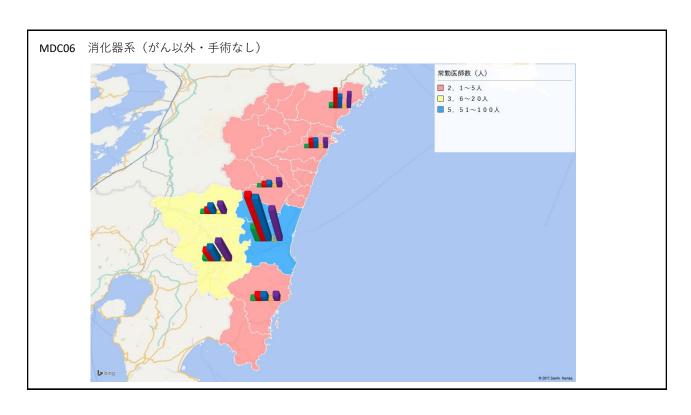


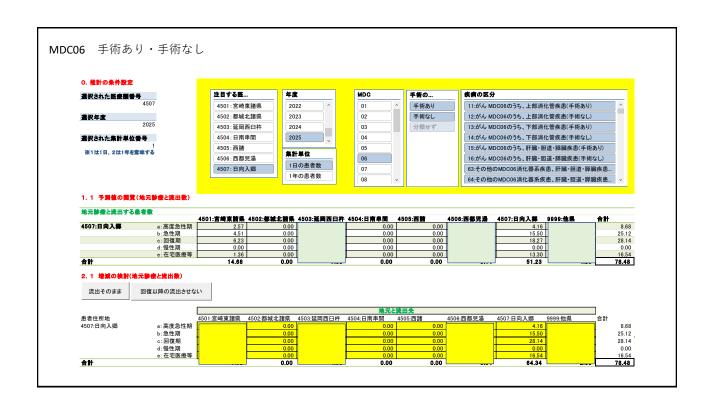


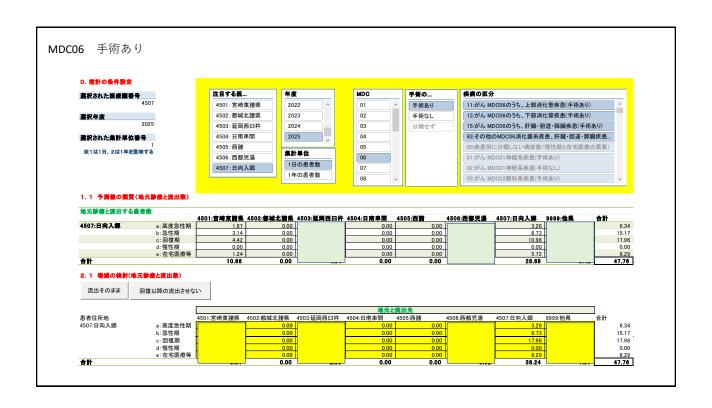


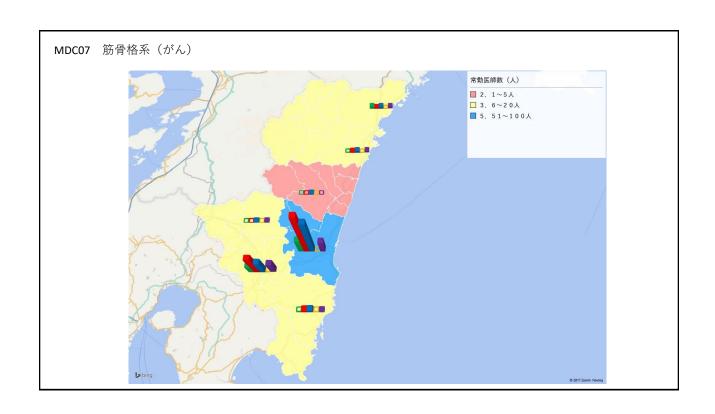


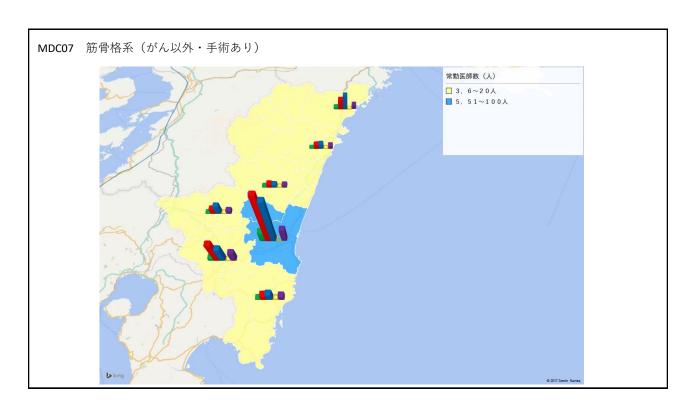




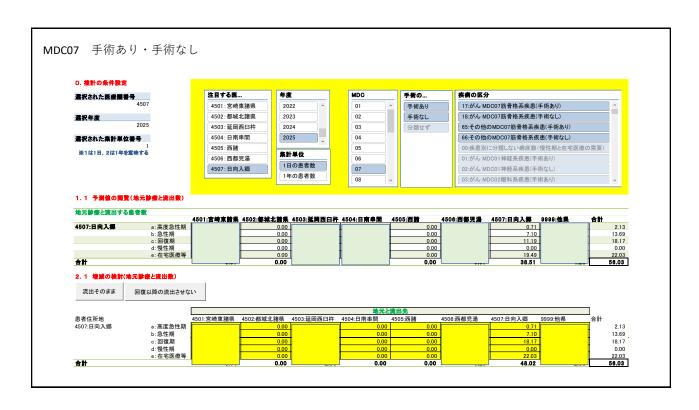


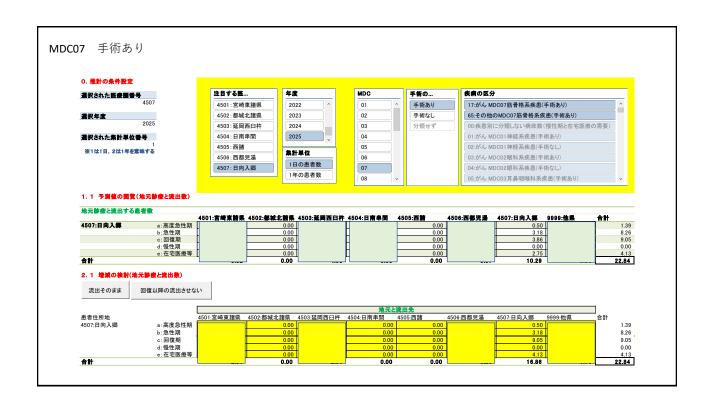


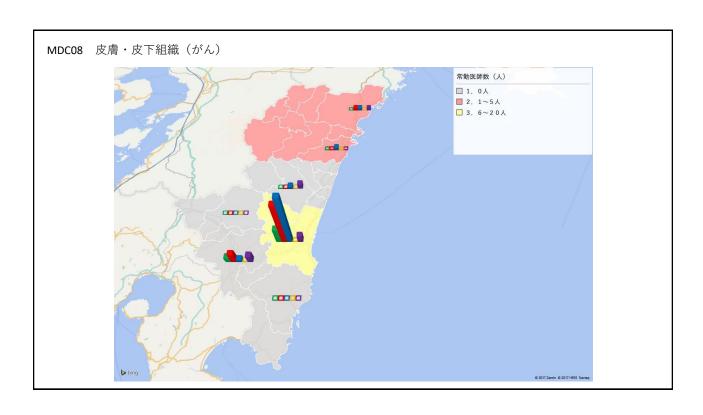


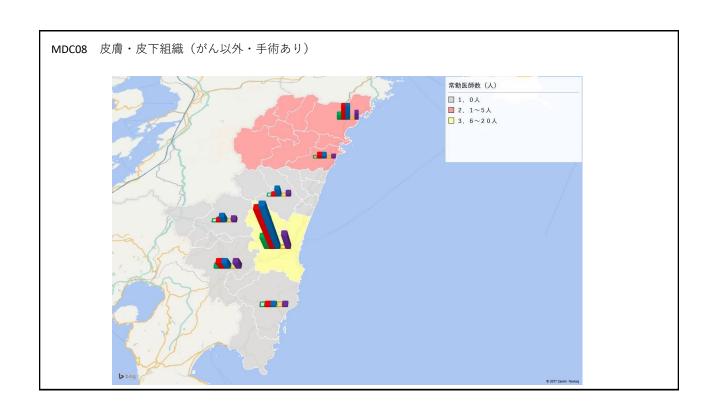


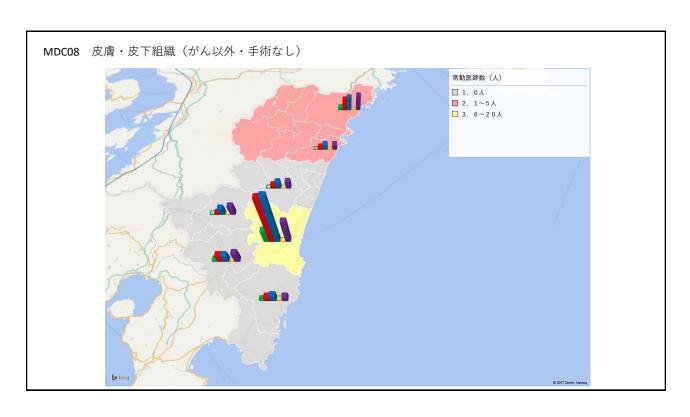


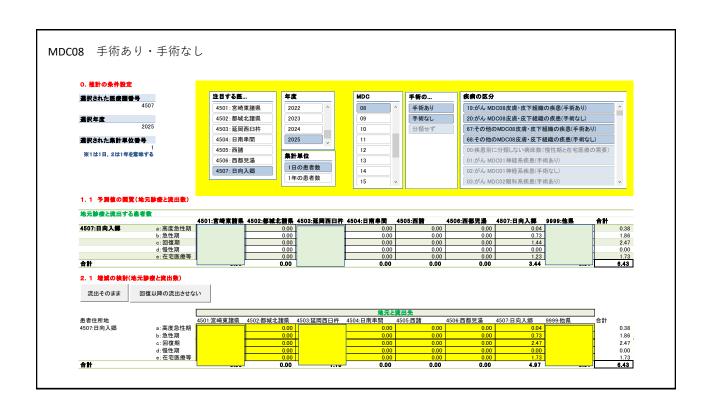


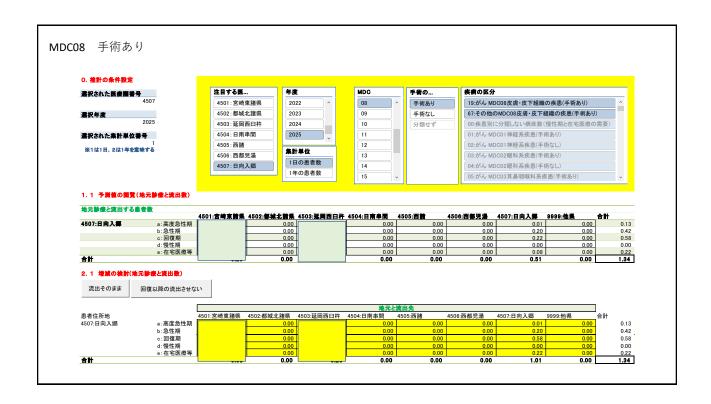


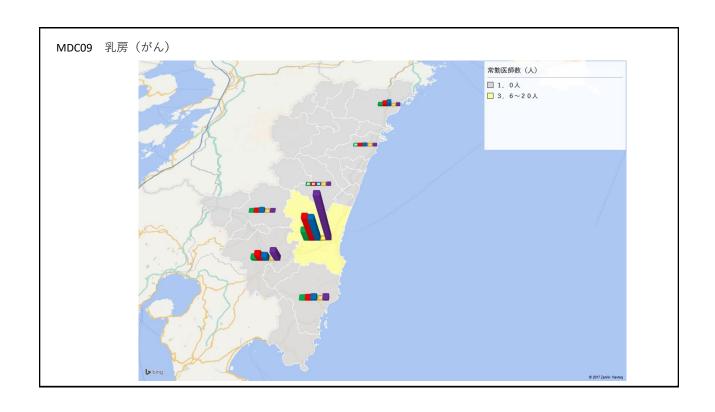


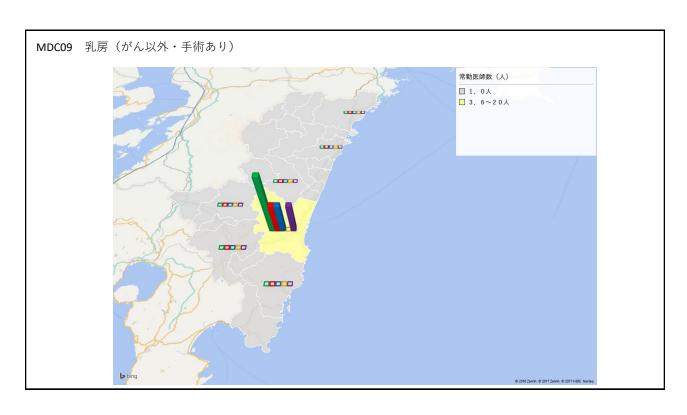




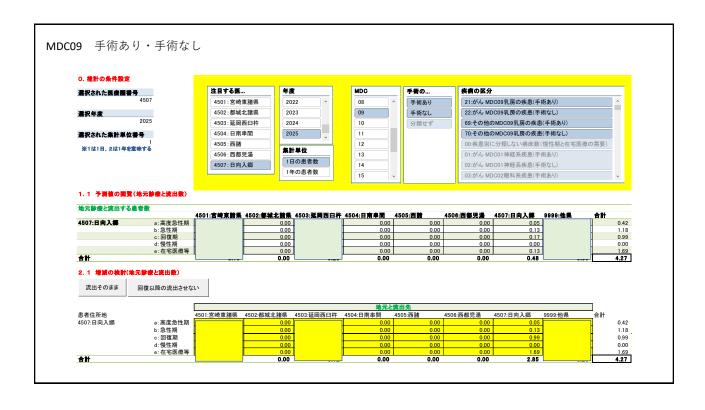


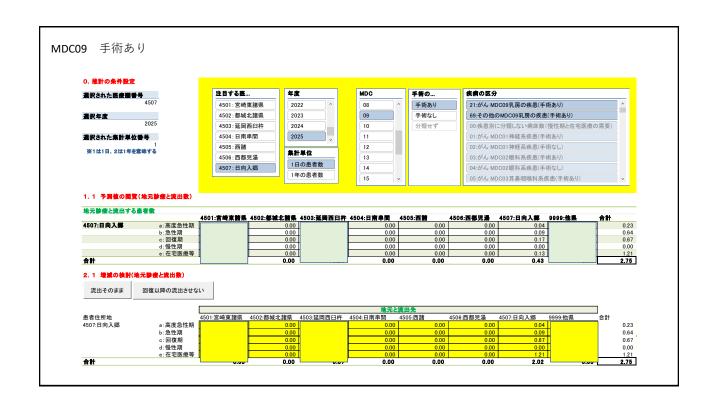


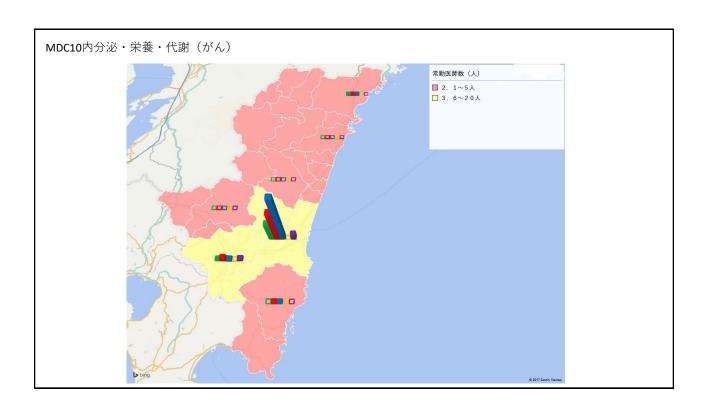




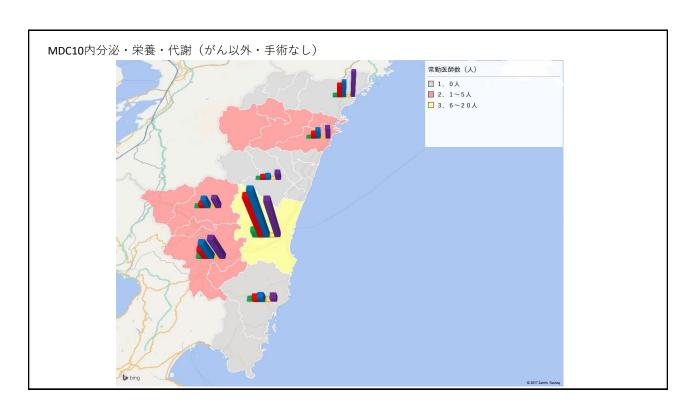


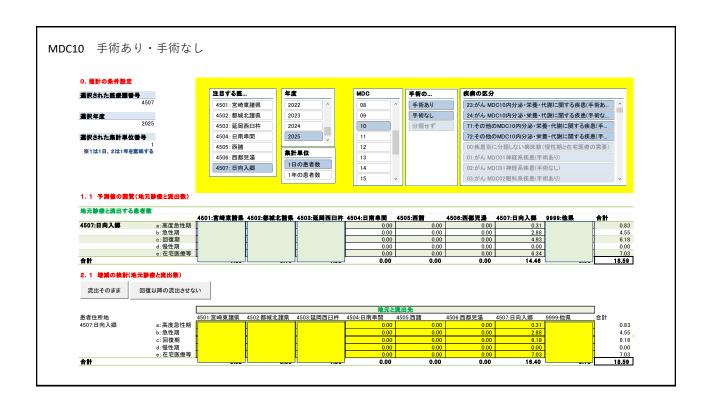


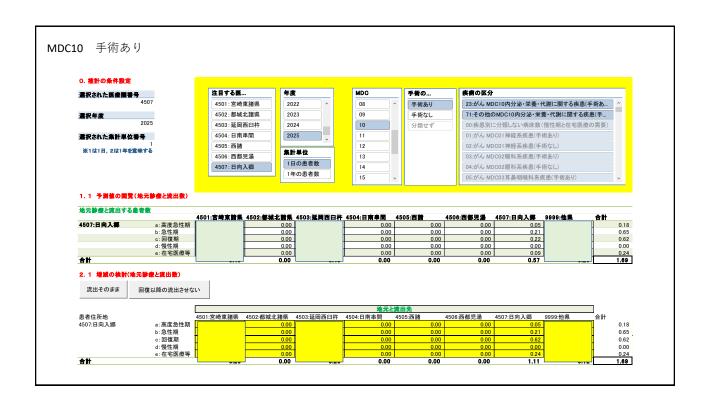


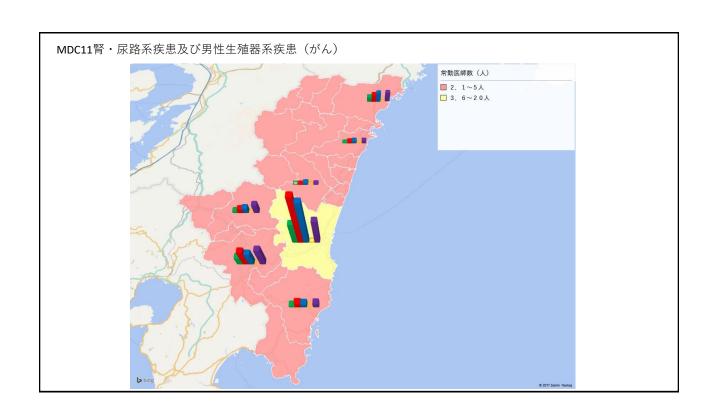


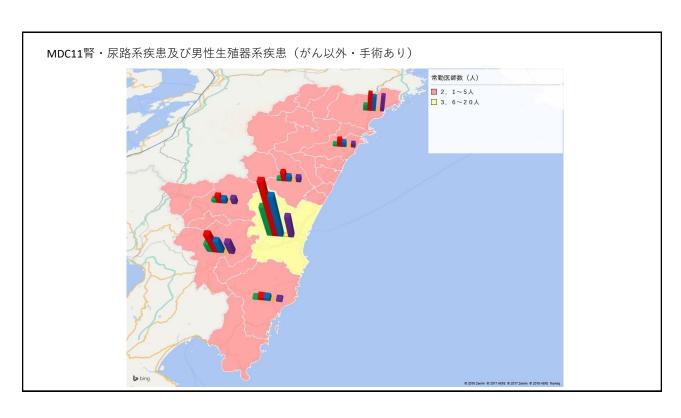




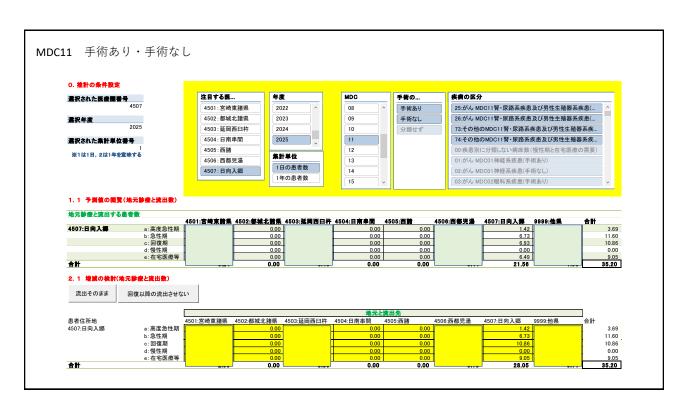


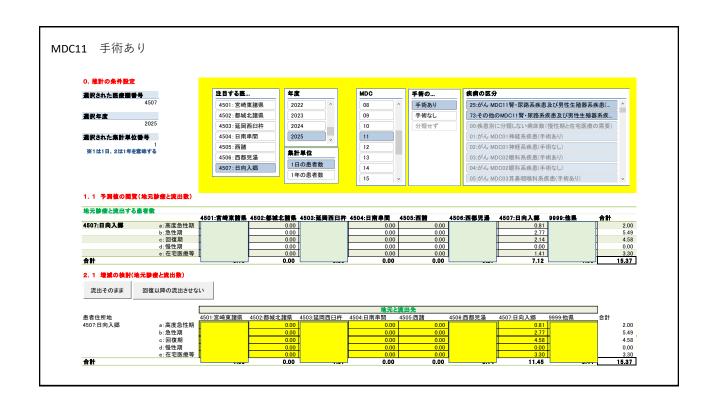


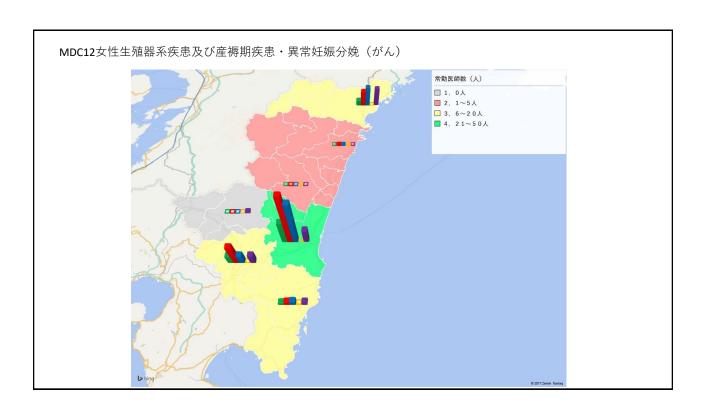


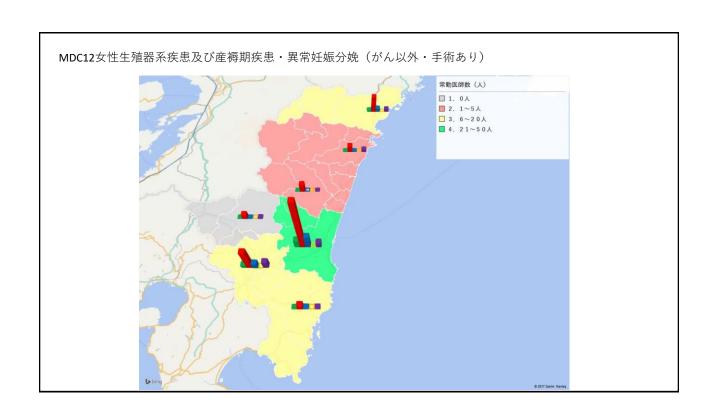




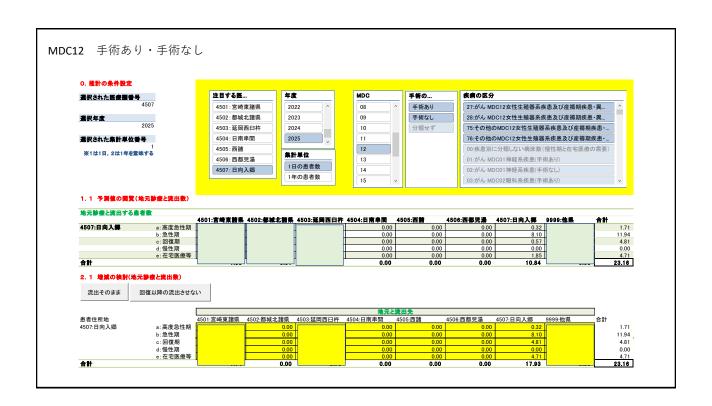


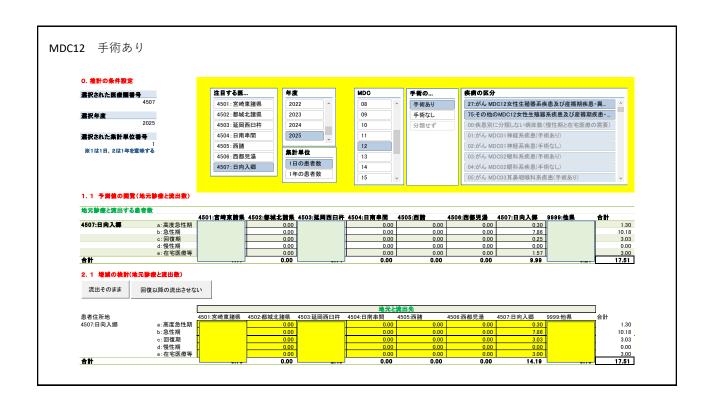


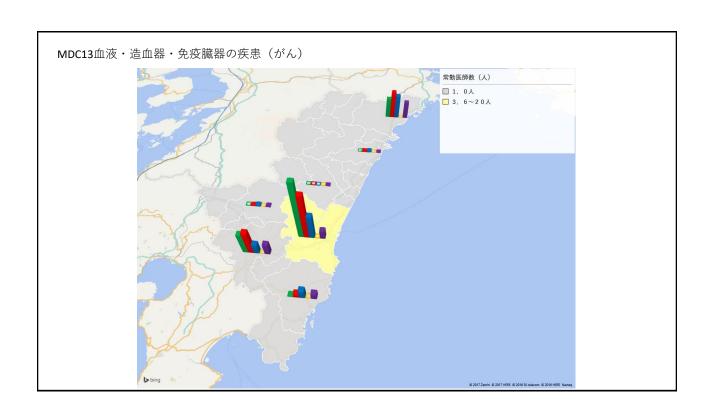


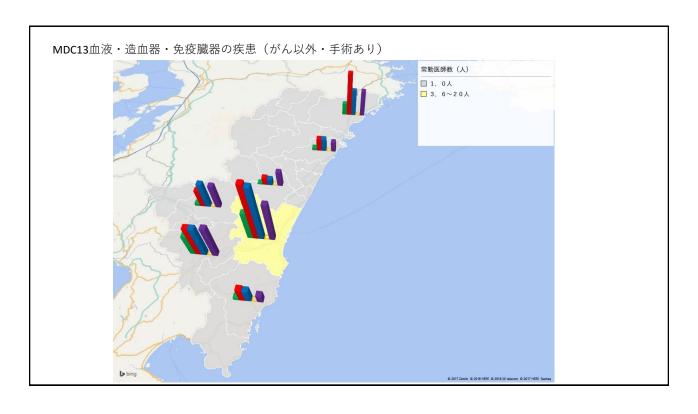


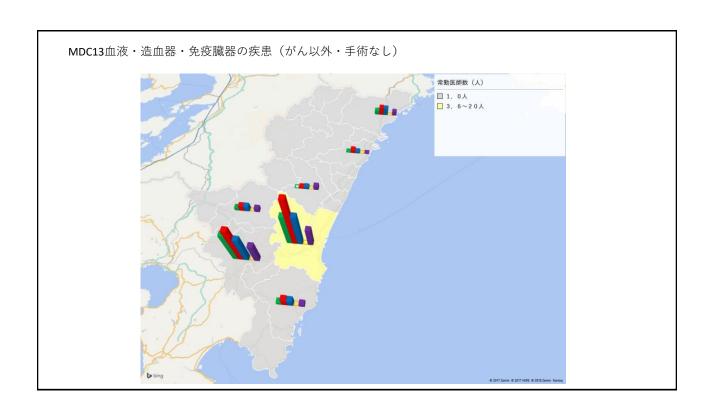


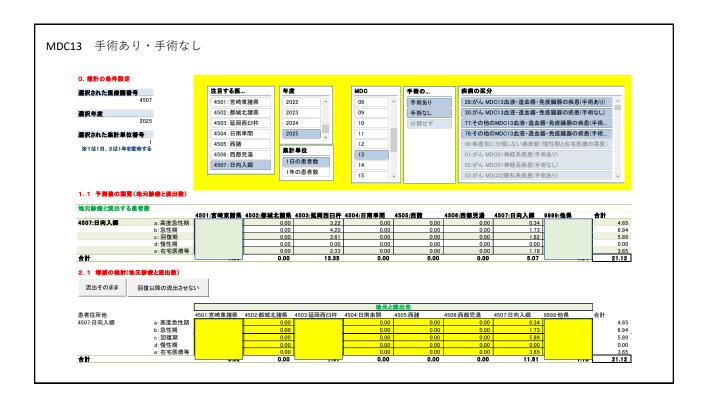


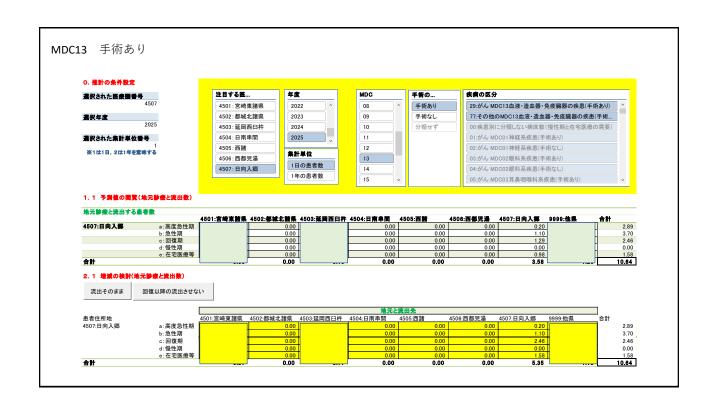




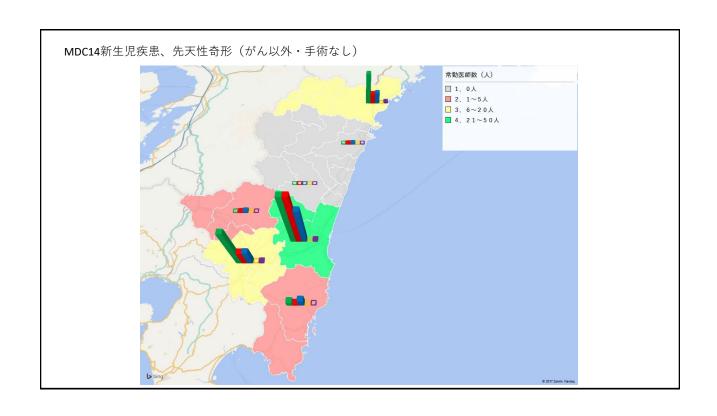


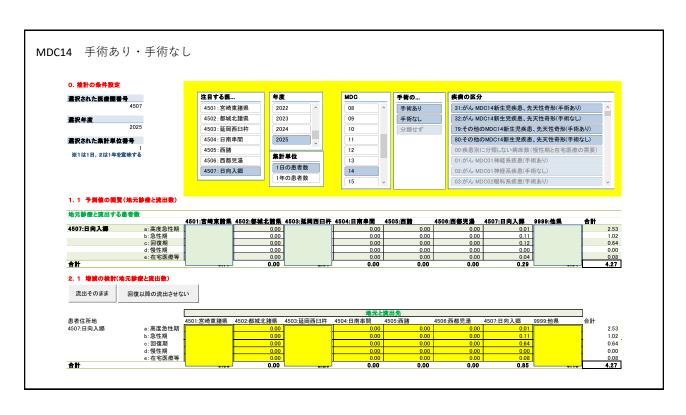


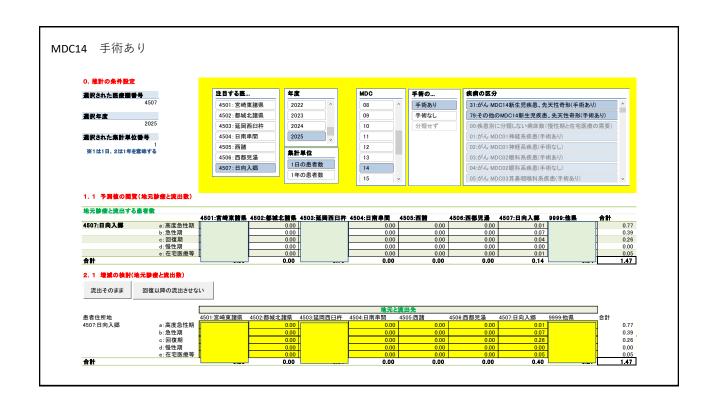


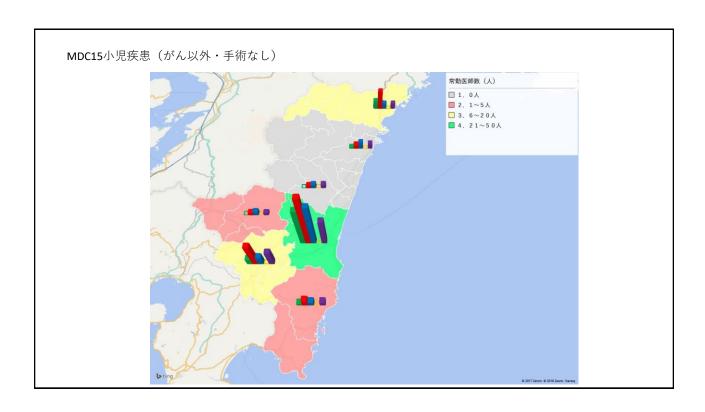


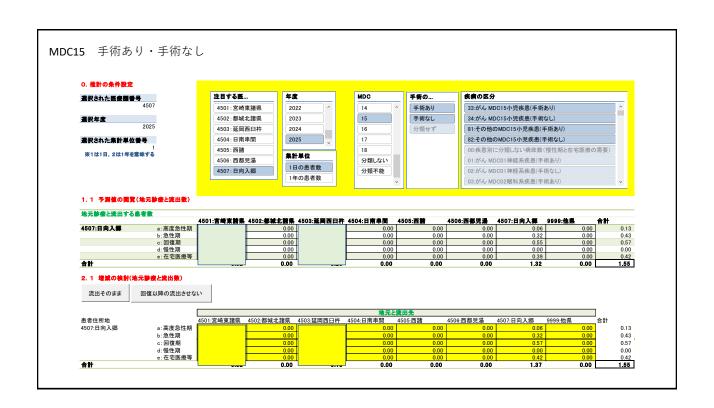


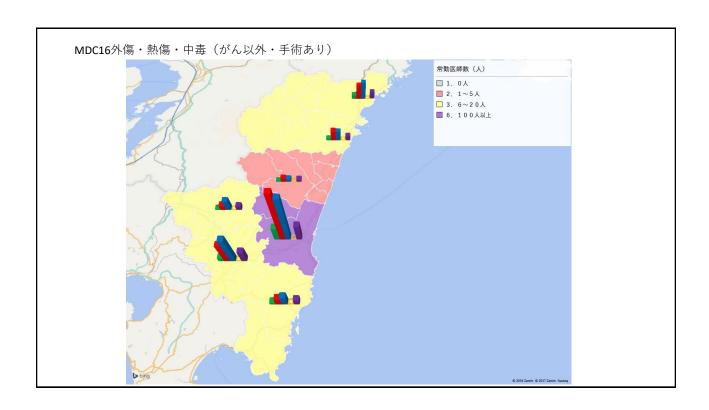




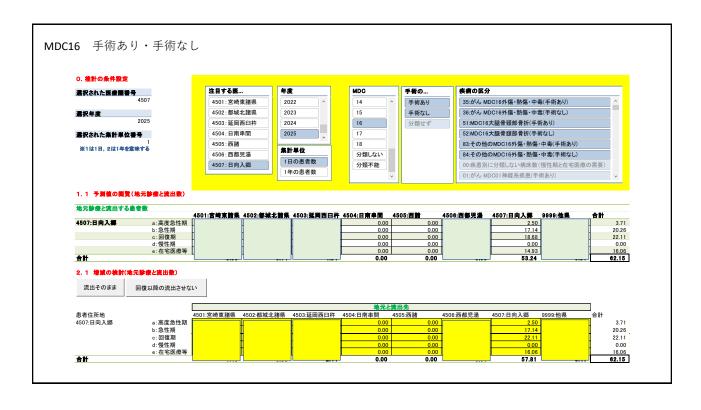


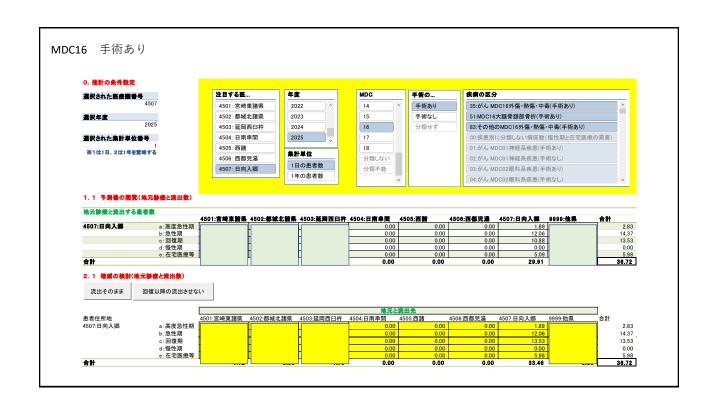


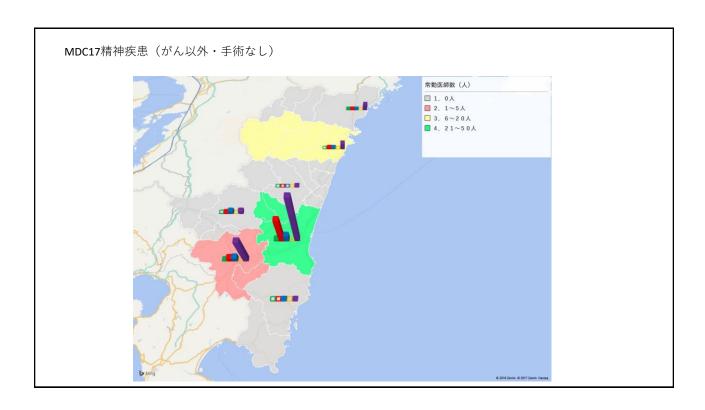


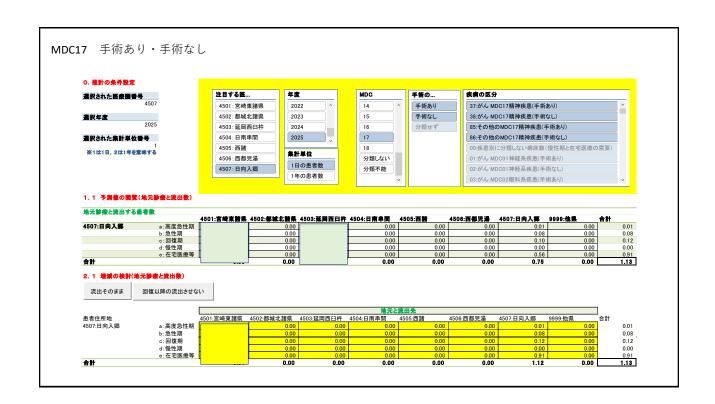


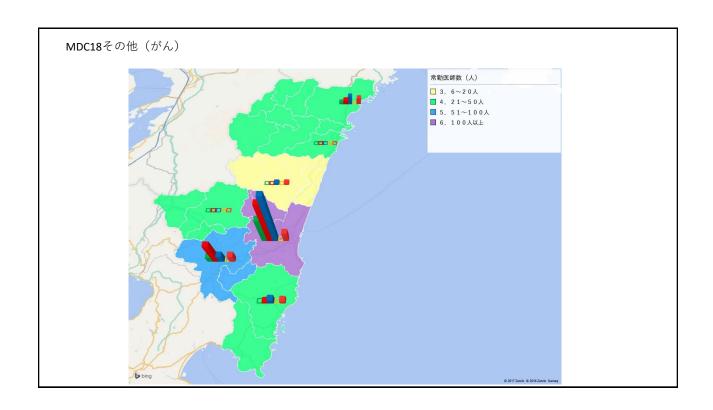


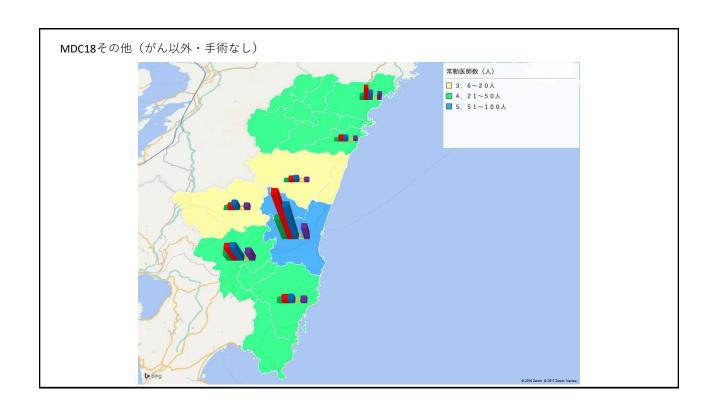


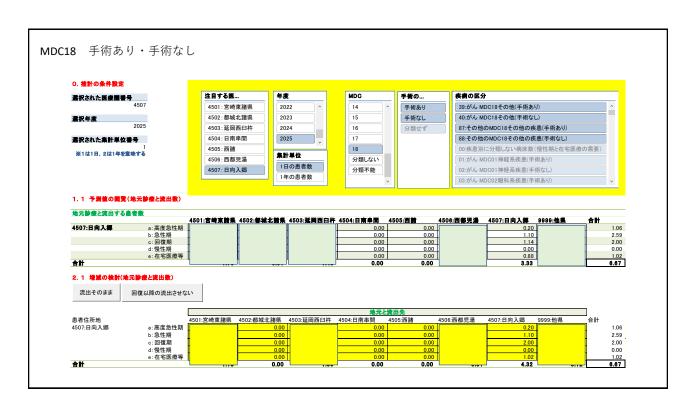


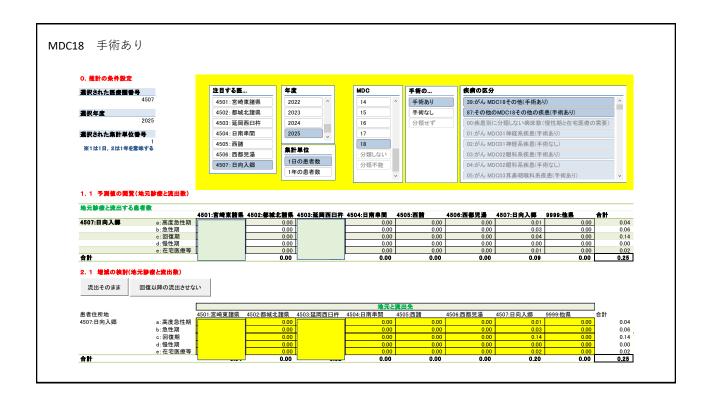












# 2015年病床機能報告からみた地域の課題

		年(年	度)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等(無回答)	合計
日向入郷	必要病床数(推計)	2025	Х	35.1	180.3	349.0	180.7		745.1
	病床機能報告数	2015	Α	0	589	179	327	56	1,151
	(参考)差引		A-X	-35.1	408.7	-170.0	146.3	56.0	405.9
	病床機能報告数	2015 6年後	В	0	518	250	327	56	1,151
	(参考)差引		В-Х	-35.1	337.7	-99.0	146.3	56.0	405.9
宮崎県	必要病床数(推計)	2025	Х	998.7	3,355.4	4,016.4	2,665.6		11,036.1
	病床機能報告数	2015	Α	808	8,460	1,892	4,230	578	15,968
	(参考)差引		A-X	-190.7	5,104.6	-2,124.4	1,564.4		4,353.9
	病床機能報告数	2015 6年後	В	860	8,139	2,290	4,176	503	15,968
	(参考)差引		в-х	-138.7	4,783.6	-1,726.4	1,510.4		4,428.9

- ※ 病床機能報告は病棟単位で4つの機能を選択し報告するが、地域医療構想の 将来推計は患者数(患者の一日当たりの医療資源投入量で区分)から推計して おり、そのまま比較できるものではない。
- ※ そのまま比較はできないが、以下のことが課題として考えられる。
  - ① 高度急性期病床が、将来推計では35床必要と推計されているが、病床機能報告ではO床となっている。
  - ② 急性期病床は、将来推計では病床全体の 24.2%に対して、病床機能報告の 値は 51.2%を占めている。また、回復期病床は、将来推計では病床全体の 46.8% を占めるのに対して、病床機能報告の値は 15.6%にとどまっている。
  - ③ 慢性期病床は、病床機能報告数を将来推計値と比べると147床の減となっているが、地理的にも社会的にも在宅医療が進みにくい、日向入郷医療圏では、慢性期の医療需要と在宅医療等の医療需要について、これらを合算して協議を行うことが必要ではないか。

### 日向入郷医療圏地域医療構想調整会議における意見の概要

- 1 地域医療構想に反映すべきと考える地域の実情等について
  - 日向入郷医療圏の患者は、急性期から回復期、慢性期、そして在宅まで、 日向入郷医療圏の医療機関で診るという「地域完結型」の医療を提供できる 体制を整えていきたいと考えているので、病床数については「患者住所地」 でお願いしたい。
  - 慢性期病床については、療養病床に入院している患者のうち医療区分1の 7割を在宅医療等で対応するとの前提で推計されている。

在宅医療を推進するにあたっては、医療ニーズのみだけではなく、地理的要因や社会的要因も考慮しなければならない。日向入郷地域では、以下に記すように、地理的にも社会的にも不利な要因が多く、在宅医療を推進できる環境に無い中で、全国一律の条件で慢性期病床を減らすことに強い反対意見が多数だされたため、意見の集約が図られず、引き続き検討を行うことになった。

慢性期病床の取扱い及び在宅医療の推進にあたっては、じっくり時間をかけた慎重な議論と検討、そして十分な合意形成を図った上での構想策定をお願いしたい。

・ また、医療従事者等の確保が現時点においても困難を極める当圏域においては、前述した地理的に困難な条件もあることから、「医療従事者の確保・ 養成」に関して地域住民へ適切な医療の提供が確保されるような構想の策定 及びその後の継続的な検討や指導をお願いしたい。

#### 【慢性期病床に関して調整会議で出された主な意見】

- 入郷地域は集落が点在しており、患者さんの所にいくのに10kmも 移動することが多々生じている。このようなところでの訪問看護ステー ションなど居宅サービスを運営することは困難を極める。
- 福祉施設への入所についても1年以上かかる場合もある。また、有料 老人ホームへの入居は費用がかさみ、年金のみの高齢者家庭では入居に 困難が伴う場合がある。
- ・ 入郷地域では、高齢化率がすでに40%をこえ2025年には50% に達すると見込まれている。それに伴い、高齢単身世帯や高齢夫婦のみ 世帯の増加も見込まれているが、近隣との距離があり住民による見守り 等を行うにあたり、地理的に困難な条件となっている。

#### 2 地域医療構想を推進するために必要な施策について

- 医療従事者(医師・看護師・ソーシャルワーカー等)の確保・養成に必要な支援策を講じていただきたい。また、看護師等の資格を持っているが働いていない方の復職支援についても力を入れて欲しい。
- 病床機能の転換を図るうえで、効果的で活用しやすい財政的支援策を講じて欲しい。

## 地域医療構想調整会議等の今後の進め方について

- 1 「調整会議」の進め方について
  - ① 病床機能報告制度による情報等の共有や基金に係る都道府県計画に関する協議を行うため、基本構成団体全体での会議を開催する。(年1~2回)
  - ② 「調整会議」における協議をより効果的、効率的に進める観点から、所長は協議内容に応じて、医療関係者のみでの協議の場を非公開で別途設けることの検討や基本構成団体以外から参加を求めるなど柔軟に対応するものとする。
- 2 「調整会議」の議論の公表等について

地域医療構想の実現のためには、地域住民や多くの医療関係者の協力が不可欠であること、また協議の透明性を図る観点から基本的に公開とする。

なお、医療機関の役割分担の係る協議で、患者情報や医療機関の経営に関する 情報等を取り扱う際は原則非公開とする。

また、事務局は調整会議の議事録を作成し、当日の議論の内容を各委員に送付するとともに、公開で開催した調整会議の議事録は宮崎県ホームページで公開するものとする。

- 3 「調整会議」で議論するにあたっての視点について
  - ① 構想区域における現状や将来に向けた変化(予測)について地域の関係者間で共有する。
  - ② 病床機能報告のデータや将来の病床数の必要量を参考に、日頃の診療や業務の中で感じている地域の実情を勘案しながら、将来に向けた医療需要の変化に対し、どのように対応するか、地域の関係者自身で考える。
  - ③ 調整会議では様々なデータを活用し、地域の医療提供体制のあり方について、 患者・住民にわかりやすい議論となるよう努める。そのため、病床機能報告、 医療機能情報提供制度など積極的に情報の提供に努める。